

平生町告示第39号

平成24年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年11月26日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成24年12月12日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成24年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成24年12月12日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成24年12月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平生町参加と協働のまちづくり条例
- 日程第14 議案第10号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第17 議案第13号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第18 議案第14号 平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第19 議案第15号 平生町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第20 議案第16号 平生町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第21 議案第17号 平生町水道法施行条例

日程第22 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第23 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(9日間)

日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算

日程第6 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第7 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第8 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第9 議案第5号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第10 議案第6号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

日程第11 議案第7号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第12 議案第8号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第13 議案第9号 平生町参加と協働のまちづくり条例

日程第14 議案第10号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第11号 平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第12号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第17 議案第13号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第18 議案第14号 平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第19 議案第15号 平生町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例

日程第20 議案第16号 平生町営住宅等の整備基準を定める条例

日程第21 議案第17号 平生町水道法施行条例

日程第23 委員会付託

出席議員(12名)

1番 松本 武士君

2番 村中 仁司君

3番 久保 俊一君

5番 中川 裕之君

6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、松本武士議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年12月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めたもの及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

早いもので、今年もあっという間に12月になりました。最近は温暖化ということなのか、以前より遅くまで紅葉が見られるところもあり、山々の風景は、さわやかなコントラストで、ついこの前まで、私たちの目を楽しませてくれました。

この紅葉の時期から、12月も既に中旬を迎え、本日は2012年12月12日であります。朝晩の厳しい冷え込みは、いよいよ冬本番の到来を感じさせるきょうこのごろであります。

また、今年は、特に、御承知のように衆議院解散による29年ぶりの「師走選挙」が突如実施されることになりまして、本当に慌ただしい年の瀬となりました。

そうしたさなか、定められました、平成24年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、初めに、国政から触れてみたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、衆議院の解散による総選挙が、この12月16日の日曜日に実施されますが、今回の総選挙は、「第三極」と言われる勢力を含め、政党が乱立をし、マスコミを賑わせております。

御承知のように、現在の日本は、東日本大震災の復興や、原発事故からの復旧、復興を初め、財政再建と経済回復、将来のエネルギー政策、社会保障と税の一体改革、世界的な財政赤字や円高による日本産業の空洞化、環太平洋連携協定（TPP）の参加検討など、本当にたくさんの政策課題を抱えております。しかも、その解決は待たなしであります。ぜひ、政治を前に動かすことができるよう、あらゆる政策を仕切り直して、与野党とも議論を尽くしてもらいたいと思います。そして、日本の政治を立て直し、国民の政治に対する信頼を取り戻してほしいと願っております。

いずれにいたしましても、このたびの選挙は、日本の将来を左右する極めて重要な選挙であることに間違いありません。

こうした状況の中、全国町村長大会が、去る11月21日東京で、全国931の町村長が一堂に会して開催され、私も出席をいたしました。

今回は、大会直前に衆議院が解散したことを受け、大会は、「地域社会や国民生活におけるさまざまな不安定要因を取り除き、安心できる国民生活を守るための政治が期待される中、町村長相互の連携を一層強固なものとして、直面する課題に積極果敢に取り組んでいきたい。」という会長の挨拶から始まりました。

そして、「地方交付税を復元・増額し、財源調整・財源保証機能の堅持」をすることを初め、「地方分権改革の推進」や「地域経済・社会の崩壊を招くTPP参加には反対」などの決議、特別決議を満場一致で採択したところでもあります。この要望事項について、実現を目指すため、全国町村長が一丸となって取り組んでいくことを決定したところでもあります。

今後も引き続き、地方の声を議会の皆様と連携をして、国に対し、強力に要請をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、本町の施策にかかわります国の予算編成の動向や地方財政対策について、触れたいと思います

今年8月に閣議決定をされました「平成25年度予算の概算要求組換え基準について」では、国債を除いた「歳出の大枠」については、昨年同様71兆円を遵守することが示されたところでもあります。しかしながら、各省庁の一般会計の予算要求額は98兆円となり、この額は、平成24年度当初予算の90兆円をも大きく上回っております。

また、地方財政は、景気の低迷や株価の下落、または高齢者人口の増加による生産年齢人口の

減少などの影響により、地方財政収入や、地方交付税の原資となる国税収入が鈍化する中で、社会保障費関係経費の自然増や、公債費が高い水準で推移しているなど、依然として、極めて厳しい状況となっているところであります。

そこに、急遽、このたびの選挙ということで、国の平成25年度予算編成も越年することも予想されております。さらに、今後の国会審議の動向によっては、予算の成立は大幅に遅れることも懸念をされているところです。日本経済の景気後退局面に入ることが心配もされる中、ぜひ、選挙後の新政権には早急に方針を打ち出していきたいと思っております。

こうした国の状況ではありますが、去る11月16日の課長会議におきまして、本町としては、平成25年度予算編成方針を示し、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。

平成25年度は「第四次平生町総合計画」の計画第3年目に当たることから、同計画の実施計画の着実な実践による「まちづくり」の推進の予算編成とすること。そして将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、第五次行財政改革大綱の実施計画に取り組むこと。そのため、財源確保を初め、より一層の経費削減に努め、町民のニーズを的確に反映した、効率的・効果的な予算編成とすることを指示したところであります。

なお、本町の具体的な予算編成に当たりましては、現在なかなか見通しが見えない局面ではありますが、国の動向を注視し、情報収集をしっかりと行って、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の「行政報告」をさせていただきます。

まず、防災の取り組みについて3点、御報告申し上げます。

一つ目は、海拔表示板の設置についてであります。これは、さきの東日本大震災の教訓を踏まえて、津波災害対策の一環といたしまして、このたび、電柱や公共施設等の町内全域140カ所に設置したところであります。

これは、住民に自分の居住区域が海拔何メートルにあるかを常日ごろから意識してもらい、津波災害に対する警戒と防災の意識づけを目的に設置をしたものであります。

津波災害対策の基本は、まず高いところへ避難することです。また、家族や地域で常に津波の避難についての話し合いができるように、今後、行政としても啓発をしていきたいと考えております。

二つ目は、防災士資格取得補助制度についてであります。

防災士は、NPO法人「日本防災士機構」が認定する民間資格でありまして、阪神淡路大震災を教訓に設置されたものであります。現在、全国の多くの自治体においても、自助・共助の地域防災力の向上のかなめとなる防災士の養成に力を入れておりまして、住民への防災士取得に係る経費の支援等を行って、実績を上げているところであります。

本町におきましても、今年度から、防災士資格取得に係る経費の支援に取り組んでおるところであります。このたびは、本町の補助制度を活用し、町内消防団員3名が受講いたし、資格取得試験に合格しておりますが、今後も多くの方々に防災士の資格を取っていただくよう、引き続き、取り組んでいきたいと考えております。

なお、この件につきましては、このたび、平生町から県町村会へ提案し、県事業として、防災士養成講座事業の開設について、県知事へ要望をしたところであります。

三つ目は、宇佐木地区合同防災訓練についてであります。

12月2日に宇佐木地区で開催をいたしました、合同防災訓練につきましては、宇佐木地区自主防災組織や関係機関約250名の参加により訓練を行いました。

宇佐木全域訓練では、各自治会単位での土砂災害を想定した徒歩による避難訓練を実施をし、その後、地元消防団や防災士の方々、町職員等によるミニ防災講習会を行いました。

その後、主会場の宇佐木コミュニティセンターでは、その他の訓練として、山田地区自主防災組織による消火訓練を初め、土のう積み訓練、毛布担架や車椅子等を使用した救助、救出の共助訓練、AED使用訓練、炊き出し訓練等を行いました。

このたびの訓練の特徴といたしまして、宇佐木地区の自治会で構成されている宇佐木コミュニティ協議会を中心に、訓練内容の協議を行いました。住民主導型の訓練となったと考えております。改めて宇佐木コミュニティ協議会の取り組みに対し、感謝を申し上げたいと思います。

また、当地区の地形を考え、土砂災害の避難訓練を実施をいたしました。実のある訓練になったと考えております。

この訓練で宇佐木地区住民の皆さんと行政の連携、また訓練参加機関として当地区の消防団を初め、柳井地区広域消防組合、日赤山口県支部、平生町社会福祉協議会等の防災関係各機関の連携強化につながったと考えております。この訓練の成果や反省点などをベースに、今後町内各地域での防災訓練を実施し、さらなる地域防災力の向上を目指していきたいと考えております。

次に、岩国基地民間空港再開について申し上げます。

9月定例会以降、空港のPRキャラクターの愛称決定、ターミナルビル及び給油施設の竣工式、羽田空港での開港PRイベントの開催、開港記念式典など、開港に向け、さまざまな取り組みが行われてきたところであります。

そして、いよいよあす、岩国錦帯橋空港は開港をいたします。長年の悲願がようやく実現するわけでありまして、山口県東部地域の発展に大きく寄与してくれるものと期待をいたしております。

こうした中、首都圏からの観光客誘致に向け、柳井地区広域行政連絡協議会での観光パンフレットの作成、配布など、当地域の活性化につながるよう取り組みを進めておりますが、その取り

組みが実を結ぶように、引き続き柳井広域の市町が連携を取って、地域の魅力を発信してまいりたいと考えております。

また、柳井地域からの空港へのアクセス改善も利用促進のためには重要なことでありますので、関係機関と連携を取りながら、取り組んでまいりたいと考えております。空港の開港を一つの契機に、県東部地域の活性化につなげてまいりたいと思います。

次に、大規模太陽光発電所、メガソーラー発電所について申し上げます。

曽根、向井原沖工業団地において、ユアサ商事が計画しておりますメガソーラー発電所につきましては、10月13日に曽根公民館において、ユアサ商事主催の地元説明会を開催しまして、工事に伴う騒音や安全対策等の要望について、ユアサ商事から適切に対応していくとの回答があったところであります。

また、10月25日には、ユアサ商事との進出協定調印式をとり行い、建設及び運営に関する協定書を取り交わしたところであります。発電施設の建設及び運営に関し、公害及び災害の防止に努めること、事故等が起きれば、速やかに適切に対応すること、地元企業を優先的に使用することなどを協定内容に盛り込んでおります。

11月に準備工事に着手し、来年3月末の完成を目指し、工事が進捗しているところであります。

環境型企業の進出として、環境面、税収面でのメリットを享受しながら、こうした本町の地域特性をアピールし、来町者の増加や、新たな投資を呼び込み、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、平生・宇佐木両保育園の新設民営化に係る取り組みについてであります。

建設予定地の西原自治会を対象に、10月20日に4回目の地元説明会を開催しました。交通量の増加に伴う交通安全面での地元の不安を少しでも緩和できるよう、道路の拡幅など交通安全対策を説明し、地元の御理解を得ることができました。

現在、測量業者により現地測量、造成計画の設計業務が行われているところであります。平成26年4月開園に向け、運営事業者と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「ひらお産業まつり」についてであります。

11月3日の土曜日に、「ひらお産業まつり」を開催いたしました。好天に恵まれ、各産業団体関係者の皆様方の御協力と、まつりの実行委員会の御尽力により、多くの方々の御来場をいただき、盛会裏に終了することができました。

このイベントは、町内産業の生産意欲の高揚と、品質の向上の促進、町内外市場の拡大、消費者意識の啓発、産業間の連携強化を図ることを目的に、企画から運営に至るまで、民間主導で実

施いただいたものであります。

町内6つの産業ブースを回るスタンプラリー方式での初めてのイベントでありましたが、予想を超えた約3,000名の来場者がありました。そのうち、全ブースを回られての「スポンサープレゼント」の応募者が1,021人おられました。また、この応募者のうち、町外の方は、柳井市、光市、田布施町を初め、遠くは山口市、広島市などから555人の約55%となっておりまして、観光の面からも効果があったものと考えております。

実行委員会での反省会は、来年度に向けて「今年と同様のスタンプラリー方式で進めたい」、「農水産の品ぞろえの点などから11月中旬以降に実施したほうがよい」、「実行委員会に若者を取り込みたい」などの意見が提案され、来年度においても、ぜひ開催したい旨の要請がなされたところであります。

今後におきましても、まちの活性化や産業の振興を図るため、「ひらお産業まつり」への支援をしてまいりたいと考えております。

次に、平生町住宅リフォーム資金助成事業についてであります。

本町では、経済対策の一環として、住宅リフォーム経費の一部を助成することで、リフォーム需要の増加に伴う町内産業の活性化及び町民の住環境の向上を図ることを目的として、平成23年度より住宅リフォーム制度を創設いたしております。

平成24年度の実績は、11月30日現在で49件の募集に対して、40件の助成をいたしております。ちなみに、昨年度の実績は、48件の募集に対して、43件の助成をいたしております。

なお、計画では、平成25年度で住宅リフォーム助成事業は最終年度となるものであります。

以上で、「行政報告」を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。
教育長（高木 哲夫君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、9月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過につきまして、御報告申し上げます。

まず、平生中学校における不審事案についてでございます。

9月8日、窓ガラス5枚が割られる事件に引き続きまして、10月23日にも体育館外壁、窓ガラスに落書きがされるという事件が発生いたしました。2件続けての建造物損壊事件を重く受けとめ、在校生に影響がないよう、細心の注意を払ってまいりました。多くの方々のおかげをもちまして、運動会、文化祭を堂々と生徒たちが演じきってくれまして、安堵しているところでございます。事件の早期の解決が望まれますとともに、これを受けまして、犯罪抑止のため、敷地内に新規に防犯灯を設置することとしております。補正をお願いしているところでございます。

次に、学力向上面におきましては、本年度の学校教育の基本方針に「輝く未来を拓く学校の創造」と掲げ、努力点の一つに『幼小中の連携を重視し、確かな生きる力を育成する』と設定しております。これまでも、幼保小中連絡協議会を年間3回程度開催し、各園・学校の情報交換等を通して、連携を深めてきたところではありますが、今年度新たに、県教育委員会の義務教育課による学校訪問を町内小中学校合同で実施をし、全教職員が一堂に会して研修する機会を設けたところでもあります。さらに、中学校教員が小学校に出向いて授業を行う「出前授業」を新たに取り組みました。具体的には10月11日と11月27日に中学校保健体育科教員、英語科教員が佐賀小5、6年生児童を対象に体育と英語の授業を、また、11月6日には数学科教員、英語科教員が平生小6年生児童を対象に算数と英語の授業を行いました。

中学校教員にとりましては、小学校の児童の実態を知ることはもちろん、自分自身の授業改善にも効果があるものと考えております。今後は、さらに他教科の教員の出前授業の実施や、小学校教員が反対に中学校に出向いた授業などへと発展、展開していくことと、小中のつながりが、さらに深まることが期待をされているところでもあります。

次に曾根公民館の完成について申し上げます。

昨年の11月から長い間、利用者の皆さんには大変御不便をおかけしましたが、9月25日に完成見学会を開催いたしました。式典には58人の御出席のもと、施工業者による建築概要の説明、また建築資材の提供をいただいた永大産業株式会社へ感謝状の贈呈を行いました。また、曾根神舞保存会の協力によるお祝いの神舞が披露されるなど、一般見学の方々ともども完成の喜びに浸ったところでございます。

今後、さらに生涯学習の館として、また、人づくり、地域づくりの拠点として、なお一層、活用していただければと願っております。

以上をもちまして教育行政の報告を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から、日程第21、議案第17号平生町水道法施行条例までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、これから、各議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額、歳入歳出それぞれ1億4,862万2,000円を追加しまして、予算総額は51億8,551万2,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費及び退職手当業務負担金などの人件費につきましては、本年4月の人事異動や制度改正に伴うものでありまして、それぞれの費目や各特別会計において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。

歳出につきましては、12ページからであります。12ページから13ページにかけての一般管理費の負担金、補助及び交付金では、第2回職員採用試験の受験申込者の総数が増加したことによる、職員採用試験負担金の増額であります。

情報通信費の、修繕料につきましては、NTTの電柱の建てかえに伴い、地域イントラネットの光ファイバーケーブルの移設費用を計上するものであります。委託料では、決算統計の様式の変更に伴い、起債管理システムのプログラム改修経費を計上するものであります。

16ページの社会福祉総務費では、軽減対策費と保険基盤安定につきましては、確定によりまして増額するもので、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を追加いたすものであります。

17ページの老人福祉総務費では、介護保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額いたすものであります。

福祉医療対策費では、後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

障害者福祉費では、委託料の、日中一時支援事業につきましては、利用者が施設入所したことにより減額するもの。移動支援事業につきましては、夏季休暇期間中に利用者の増加があったことにより、追加をいたすものであります。扶助費の更正医療給付費につきましては、給付額の増加に対応するため、追加するものであります。

18ページの児童措置費では、制度改正に伴い、子ども手当と児童手当に歳出額を振り分けるものであります。

18ページから19ページにかけての保育所運営費では、平成26年度に開園予定の民間保育園の施設整備費補助金として、子育て支援特別対策事業施設整備費を計上いたすものであります。

21ページの土地改良事業費では、神上ため池整備事業の完了により、需用費の消耗品費と工事請負費を減額するものであります。

中山間地域振興事業費では、対象面積の増加により交付金を増額いたすものであります。

22ページから23ページにかけての漁港建設事業費では、委託料の海岸保全測量設計の確定見込みにより、減額するものであります。また、工事請負費で消波コンクリートブロックの製作費用を増額いたすものであります。繰出金は漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして減額するものであります。

24ページの土木総務費では、土砂災害ハザードマップ作成の完了により減額するものであります。

道路橋梁維持費では、道路作業員の賃金を増額し、通年で4人体制といたすものであります。

25ページの河川維持管理費では、大内川排水機場の燃料費が年度末には不足することが予測されることから、増額するものであります。

公園事業費では、今年度の当初予算で計上しておりました町内の公園での遊具点検を実施した結果、改良が必要な遊具につきまして修繕をいたすものであります。

26ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴い繰出金を減額するものであります。

27ページの小学校費の学校管理費では、電気料の不足が予想されるため、追加計上いたすものであります。

28ページの中学校費の学校管理費では、工事請負費として防犯灯設置事業費と平成25年度に難聴の生徒が平生中学校へ入学を予定していることから、難聴対応の特別支援教室を整備いたすものであります。

29ページの図書館費につきましては、眞工金属株式会社からの寄附金により図書を購入いた

すものであります。

30ページの保健体育総務費では、研修旅費と研修負担金につきまして、全国大会へ参加しなかったことにより、減額をいたすものであります。

31ページにかけての公債費では、減税補てん債と臨時財政対策債につきまして、借入後、10年で金利の見直しを行うこととなっていることから、元金及び利子を増額又は減額するものであります。

上水道企業費では、水道料金低減対策事業補助金につきましては、平成24年度の県補助金の確定によりまして増額するものであります。

簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計の補正により繰出金を増額いたすものであります。続きまして、歳入について、御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからでございます。

8ページの個人町民税につきましては、当初予算見込額より給与所得や営業所得などが増加したことにより、現年課税分を増額いたすものであります。

固定資産税につきましては、償却資産が当初予算見込額より増加したことにより、増額いたすものであります。

国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明いたしました各事業の特定財源であります。それぞれ確定や見込みによりまして、増額又は減額をいたすものであります。

10ページの社会福祉費補助金の地域見守りネットワーク整備強化事業については、当初予算では計上いたしておりませんでした。県から補助金が追加交付されたものであります。

11ページの特定期寄附金は、眞工金属株式会社からの寄附金で、図書館の図書購入に充てるものであります。

基金繰入金につきましては、一般財源不足を充当いたすものであります。

11ページの町債につきましては、神上ため池のため池整備事業の完了により起債発行額を減額するものであります。

衛生債の簡易水道事業債は、簡易水道統合整備事業の国庫補助金の一部が全国防災の位置づけとなったことから、起債額920万円のうち、繰出基準の55%に当たる500万円を一般会計で起債発行することになったもので、簡易水道事業特別会計へ繰り出すこととなります。

以上、最初に申し上げましたとおり、今回の補正額、歳入歳出それぞれ1億4,862万2,000円を追加いたしまして、予算総額は51億8,551万2,000円となるものであります。

なお、32ページから37ページに給与費明細書を、38ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

また、人件費を計上しております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

歳出ですが、8ページから9ページにかけての、保険給付費の療養諸費、一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費は実績見込みによりまして、それぞれ増額するものであります。高額療養費につきましても、実績見込みによりまして増額するものであります。

10ページの特定健康診査等事業費の負担金、補助及び交付金は受診者の実績に基づきまして減額いたすものであります。

11ページの基金積立金につきましては、9月補正で増額した積立金を減額して、給付財源に充てるものであります。

前に戻りまして、6ページから7ページにかけての歳入でございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金や県補助金の財政調整交付金につきましては、保険給付費の増額に伴うものであります。

前期高齢者交付金は、確定により、減額をいたすものであります。

一般会計繰入金は、職員給与費等の増額と、国及び県の国保基盤安定負担金及び県補助金の国保負担軽減対策費助成事業の確定により、増額をいたすものであります。

以上、今回の補正額は、1,802万8,000円を追加いたしまして、予算総額は、17億6,880万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第3号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

歳出につきましては、8ページであります。委託料につきましては、事業統合に伴う料金システム改修業務につきましては、確定により減額するものであります。蔭平・日向平統合整備に伴う測量業務につきましては新規事業として、追加計上いたすものであります。

公債費の町債利子につきましては、確定により追加をいたすものであります。

歳入につきましては、7ページであります。簡易水道統合整備事業にかかる国庫補助金の確定により減額をいたすものであります。簡易水道統合整備事業国庫補助金の一部が防災・減災事業の全国防災の位置づけとなったことから、500万円を一般会計で起債発行をすることとなりましたので、一般会計からの繰入金を増額いたすものであります。

町債の簡易水道施設整備事業債は、一般会計で起債発行するため、減額するものであります。

12ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

以上、今回の補正額8万8,000円を減額いたしまして、予算総額は、1億2,499万6,000円となるものであります。

続きまして、議案第4号平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

歳出につきましては、8ページからであります。

下水道管理費及び下水道整備費につきましては、共済組合負担金の率の改定による追加分を計上いたしております。

歳入につきましては、7ページの一般会計繰入金は、下水道事業債の増額により減額をいたすものであります。

下水道事業債につきましては、起債対象分の増加により90万円を増額するものであります。

以上、今回の補正額10万1,000円を追加いたしまして、予算総額は6億9,176万2,000円となるものであります。

なお、13ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、本年4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

6ページの歳入でございますが、歳出予算の減額により一般会計からの繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額150万4,000円を減額いたしまして、予算総額は9,271万2,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

6ページの歳入でございますが、歳出予算の減額に伴い構成町の田布施町及び上関町からの負担金並びに介護保険事業勘定特別会計からの繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額25万9,000円を減額いたしまして、予算総額は、2,671万2,000円となるものであります。

続きまして、議案第7号平成24年度介護保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、総務管理費の一般管理費では、人事異動に伴

う人件費の補正でございます。介護認定審査会費では、繰入金につきましては熊南地域介護認定審査会事業特別会計の補正によりまして減額いたすものであります。

6ページの歳入でございますが、歳出額の減額に伴いまして、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額は、50万3,000円を減額いたしまして、予算総額は、11億8,589万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、総務管理費の一般管理費では人件費の増額補正であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料の増額により同額を負担金として増額計上いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、後期高齢者医療保険料の、特別徴収分及び普通徴収分それぞれ見込みによりまして、増額するものであります。一般会計繰入金につきましては、人件費の増額に伴い事務費繰入金を増額するものであります。

以上、今回の補正額806万1,000円を追加いたしまして、予算総額は、2億342万2,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算8件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号「平生町参加と協働のまちづくり条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、第四次平生町総合計画に基づき、「一人ひとりが主役のまち」という基本目標のもと、住民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的事項を定めるとともに、誰もがふるさと平生に誇りと愛着を持ち、心豊かに暮らすことのできる元気なまちを実現するため、本条例を制定するものであります。

内容につきましては、本条例の基本原則であります「住民の積極的な参加」、「自助・共助・公助の理念に基づく協働によるまちづくり」、「情報の共有」という三つの考え方のもと、住民と町のそれぞれの権利と役割を明確にし、町政への住民参画の推進に関する事項、協働の推進に関する事項、及びまちづくりの担い手に関する事項を定めるものであります。

続きまして、議案第10号「平生町防災会議条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、東日本大震災の教訓、課題を受け、防災対策の全般的な見直しがされる中、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されたことに伴い、

改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、町防災会議の所掌事務について、諮問的機関としての機能を強化するため、防災に関する重要事項の審議及び町長へ意見を述べることを追加するものであります。また、町防災会議の構成につきましては、多様な主体の参画を目的として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者等を追加するものであります。

続きまして、議案第11号「平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平生町簡易水道事業と、田布施・平生水道企業団上水道事業との平成25年6月の事業統合に向け、本町の簡易水道料金を当水道企業団と同一の料金とするための改正であります。

改正の内容といたしましては、メーターの使用料金及び水道料金の端数処理について改めるものであります。

続きまして、議案第12号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、国の地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が制定され、所要の法律が整備されたことに伴い、一括して改正をいたすものであります。

本年3月定例議会におきまして、同様の条例を提案させていただきましたが、その際には、本町において平成24年4月から施行が必要な条例について、提案させていただいております。このたびは、本町において平成25年4月からの施行が必要となる条例につきまして、提案させていただくものであります。

改正する内容につきましては、従来政省令にて規定されていた各基準を、それぞれの地方公共団体にて規定することとなりましたので、その基準を定めるものであります。基準の規定につきましては、従来の各政省令と同様の内容としております。

改正する条例につきまして、内容を簡単に申し上げますと、まず「平生町介護保険条例」につきましては、介護保険法の改正により、従来省令にて規定されていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準、並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について、条例にて定めるものであります。

「平生町都市公園条例」につきましては、都市公園法、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、従来政省令で規定されていた、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準、及び

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、それぞれ条例にてその基準を定めるものであります。

「平生町営住宅条例」につきましては、公営住宅法の改正により、従来政令にて規定されていた入居収入基準について、条例にてその基準を定めるものであります。なお、このたび規定する入居収入基準につきましては、現行の基準から変更はございません。

「平生町下水道条例」につきましては、下水道法の改正により、従来政令にて規定されていた公共下水道の構造の技術上の基準について、条例でその基準を定めるものであります。

続きまして、議案第13号「平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」から議案第17号「平生町水道法施行条例」について、一括して御説明を申し上げます。

これらの条例につきましては、先ほど御説明しました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定をされ、所要の法律が整備されたことに伴い、それぞれ制定いたすものであります。

まず、議案第13号「平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、及び議案第14号「平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について、御説明を申し上げます。

両条例につきましては、介護保険法の改正に伴い、事業者や施設等に係る人員、設備及び運営基準は、都道府県及び市町村の条例で定めることとなり、そのうち従来から指定権者が市町村にある地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにおける、人員、設備及び運営に関する基準について、それぞれ条例を制定するものであります。

内容については、おおむね省令に準じた形で制定することとしておりますが、指定地域密着型介護老人福祉施設につきましては、既存の施設に限り、利用者及び事業者に支障が生じないように配慮をいたしております。

続きまして、議案第15号「平生町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、町道の構造の技術的基準、道路標識の寸法の基準、及び移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について、それぞれ条例で制定するものであります。内容については、政省令で定める基準に準じた形で制定しております。

続きまして、議案第16号「平生町営住宅等の整備基準を定める条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、公営住宅法の改正に伴い、公営住宅の整備基準について、条例で制定するものであります。内容については、省令で定める基準に準じた形で制定しております。

続きまして、議案第17号「平生町水道法施行条例」について、御説明を申し上げます。

本条例につきましては、水道法の改正に伴い、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格基準、及び水道技術管理者の資格基準について、それぞれ条例で制定するものであります。内容につきましては、政令で定める基準に準じた形で制定しております。

なお、佐賀簡易水道、尾国簡易水道、及び佐合島飲料水供給施設につきましては、先ほど触れましたとおり、平成25年6月をもって田布施・平生水道企業団に統合される予定であります。蔭平・日向平飲料水供給施設につきましては、平成27年の統合予定のため、それまでの期間は、本条例により規定することとなります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

.....
議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時5分といたします。

午前9時52分休憩

.....
午前10時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第22．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第22、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは質問させていただきます。

総合計画の中にもあります親子の健康づくりの支援についてお尋ねしたいと思います。

言うまでもなく健やかな子供の成長は全町民の願いです。子供たちの成長は、母親のおなかの中から始まっています。健やかな成長には妊婦さんの健康が大きく影響してきます。平生町においても、妊婦健診の無料化などを実施し、妊婦さんの健康保持を推進しています。

健診を受けると、母子健康手帳、母子手帳に記載をすることになっていますが、この母子手帳には妊産婦の歯科健診のページがあります。以前は歯科医師による集団健診が行われていたようですが、現在は無いようです。なぜなくなったのでしょうか。まず一つお尋ねいたします。

虫歯や歯周病は、妊娠中に悪くなりやすいそうです。特に重度の歯周病は、早産、低体重児出産を引き起こすリスクが非常に高くなるそうです。健診と同時に歯科医師から専門的な指導をしてもらうことが、親子の健康保持につながると考えますが、やはり歯科医師による健診を実施すべきではないでしょうか。この2点をお尋ねいたします。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 妊婦さんの歯科健診の受診率を高めるという観点から御質問いただきました。御指摘のように、現在妊婦さんの妊婦健康診査につきましては、今、実施をさせていただいております。公費負担回数も14回ということで、今、ふえてきておりますが、歯科保健事業ということでいいますと、今、母親学級で年に3回、歯科衛生士による歯のブラッシング指導、それから歯科講話、お話でございますが実施をしております。歯科の健診につきましては、今任意で、それぞれの時期もありますし、個人的にそれぞれ受診をいただいております。以前、集団健診ということでありましたが、結局、働く妊婦さんのそれぞれ時期も違いますし、働く妊婦さんもふえ、参加人数がどんどん少なくなってきたというようなことで、経緯とすれば一旦取りやめになったというふうになっておりますけれども、妊娠期の口腔ケア、歯科健診等々も本当、御指摘をいただきましたように、これは大変大事な分野、重要なことだというふうに受けとめております。町としても第4次総合計画の中にも妊婦の健康づくり推進ということで、安心して妊娠、出産ができる体制を確保していくということ、総合計画にもうたっておりますので、そういう点を踏まえて御指摘を十分受けとめて、これから対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 今、町長の答弁の中にもありましたけれども、やっぱり今、生活サイクルが非常に多様化していますし、集団での受診では時間の調整も難しい状況も出てくると思います。妊婦さんは本当に非常にデリケートで、体調も人それぞれです。受診率を上げるためにも、集団ではなく、やっぱりそれぞれが受けやすいよう、都合のいいときに、町内、職場が町外であれば、その近くの歯科医師などで受診できるよう、できれば無料券などの発行、これが望ましいのではないかなと思うんですけれども、そういう無料券の発行などはできないでしょうか。お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、それぞれの事情に合わせて受診をいただくという意味から言えば、そうした受診券というの、一つの考え方だと思います。具体的には、今、私もし

っかりこの指摘を受けとめて、対応していきたいというふうにお答えをさせていただきましたが、熊毛郡の歯科医師会がごございますから、そことの協議、あるいはまたいろいろ指導いただきながら、効果的なそういった健診ができるように、これから前向きに取り組んでいきたいというふうを考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 本当に心強い答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

やっぱり妊婦さんの受診率が上がることが子供の健康につながる、単純な発想かもしれませんが、より健康な子供がふえれば病気に強い子がふえ、その子が健康で成長すれば、大人になったときに現在逼迫しています国民健康保険の財政なんかにもいい影響が期待できるのではないかと考えています。

そこでもう1点、僕たちが小学生のころはそうだったんですけど、学校などで行われていたフッ素塗布ですよ。電極を持って、歯型に液をつけてピッピッピッピッやる、タオルを下に、よだれが出んようにやりよったフッ素塗布、これは今、現在実施されなくなっているようですが、これはいつから実施されなくなったのでしょうか。フッ素塗布の効果を僕なりに調べてみましたけれども、方法と組み合わせは幾つかあります。少なくとも簡単な方法でやっても、2割の虫歯予防効果があり、就学前から5年以上実施した場合は8割もの虫歯予防効果があったとの報告もあります。

また私ごとばかりで申しわけないんですけど、私の妻の妊娠中の健診がきっかけで、口腔内ケアに気をつけるようになり、息子は今1年生、7歳になりますが、現在虫歯は1本もありません。歯科医院で、年に複数回のフッ素塗布も受けております。母親のやっぱり意識づけと、歯磨きの取り組み、このようなことが結果につながっているのではないかと考えています。

思い込みかもしれないですけども、母子手帳を受け取るときって、多分お母さん、本当に特別な思いがあるんじゃないかと思えます。そのときに歯科健診を促されれば、受診率も上がり、健診の際には、歯科医師から専門的な指導を受けることで、自身はもちろん、子供の歯の健康保持に気をつけてもらえるのではないのでしょうか。

ぜひとも、今、前向きな答弁をいただきましたけれども、その妊婦さんの歯科健診とあわせて、小学生のフッ素塗布、無料化とは言いませんが、何らかの補助なり対策をお願いできませんでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 子供たちのフッ素塗布について、いつから実施されなくなったのか、ちょっと私は細かくあれがございませんが、以前集団で受けていたということは覚えておりますけ

れども、最近は、いろいろこのフッ素塗布につきましては、結構いろんな意見が実は出されております。安全性や有効性、必要性、それぞれの観点から疑問が呈されたり、今おっしゃったように肯定をする意見、賛否両論、実は出されております。お医者さんの中でもいろいろあるみたいでございますので、今直ちに町が対応していくというよりも、むしろ、今、もう少し情報収集に努めて、どういう形が一番望ましいのか、少し考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは、続いて二つ目の質問です。

曽根地区の訓練に始まり、一昨年は県の防災訓練、昨年は佐賀地区等、きょう行政報告でもありましたけれども、先日の宇佐木地区の自主防災組織の合同避難訓練、これに参加させていただきましたが、行政報告でもありましたけれども、住民主導の訓練になって、すばらしい訓練だったと思います。

町内の自主防災組織の活動が、本当に非常に盛んになってきています。その地域の皆さんのやる気や相談、さまざまな欲求ですね、その防災に対する自分たちがやりたいというもの、そのものに対して十分に対応ができていますでしょうか。

町がある程度、その自主防災組織の充実というのは、レベルを設定されている、設定されていないにしても、このくらいまでは何とか充実させたいというのがあるとは思うんですけども、恐らくそれを大きく超えているのではないかと感じるものが何度かありました。

小和田の集会所のお手伝いをさせてもらったんですけども、そのときにでも、「私たちはこう考えているんだ、こういうことはできないか」たくさんの熱い思いや意見をお聞きしました。その言葉に続いて、「でも無理なんて」とか、「予算がないけえ、来年、再来年度にして」というようなことを聞きました。それぞれの防災組織で温度差はあるかもしれませんが、本当に熱心に活動されています。最初の一步を踏み出した皆さんの二歩目が出せるように、そして3歩目、4歩目と歩みが続くようなお手伝いをするのが、行政の役目だと考えます。このような状況を町長はどのようにお考えでしょうか。

また、町内のそれぞれの避難所について、災害の種類によっては使えない施設もあります。さまざまな災害を想定し、それぞれの災害に強い地域を調査し、町の避難場所では補えない地域を明らかにして、そのかわりとして民間の施設を避難所として活用してはどうでしょうか。

今回の宇佐木の訓練で感じたのは、災害発生時、最終的に宇佐木コミュニティに広域避難所として集合してしまうと、許容人数も超えて、人数の多さに混乱の恐れもありますし、細かいケアが本当に行き届きにくいのではないかと感じました。

今回の避難訓練、一時的には、いっとき避難所、各地区の集会所などに集合しました。本当に

ここのいつとき避難所の強化、これが減災に大きく貢献をし、その後の復興、これに大きな足がかりになると考えますが、いかがでしょうか。お答えいただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域防災力の向上に向けての御質問でございます。

今、それぞれ町内の自主防災組織の活動がだんだん活発になってきております。自主防災組織も145自治会の中で、今120の自治会、82.8%の組織率まで高まって来ております。

確かに、宇佐木地区の今回の合同防災訓練も、本当に住民の皆さんの積極的な参加をいただいて、皆さんの意識の高まりというのは、改めて私も痛感をしましたけれども、問題は今、それぞれ各地区で自主防災会をつくっていただく。この組織率を高めると同時に、その自主防災会がこれから機能していくように、そのためのお手伝いを、せっかくできた組織が形だけにならないように、これはやっぱり今からそれを行政が、ある意味ではバックアップをしていくということが必要なんだというふうに思っております。

今までいろんな自治会から相談やこういうこと、依頼等も訓練をやりたいがどうしたらいいか、学習会、少し勉強したいけども、町からも職員の講師でいいから来てくれとか、あるいは消防署とか、関係の機関に協力をいただいて指導いただいたり、そういう機会は今までもやってきておりますし、これからもそういう相談や要望にはしっかり答えていきたいというふうに思っておりますし、町としても助成事業を、御承知のように防災のいろんな資機材をそろえたいので、どうだろうかというような相談もあります。平生町の消防防災設備設置費助成制度、あるいはまた、この前からもありました宝くじの助成制度を活用したり、自治会の活動費のメニューの中でもこういった防犯、防災活動の助成というようなメニューも用意をしております、御指摘のように一歩踏み出した皆さんを、あと2歩、3歩と進んでいけるように、いろんな形で、助成の部分も含めて、町としてはお手伝いをしていきたいというふうに思っております。

今回の防災士の資格取得についても、新たにこういった防災に対する皆さんの意識、あるいは防災のリーダー、こういうものをしっかり育成をしていきたい、こういう意味で一つの刺激になればというふうにも思っているところです。引き続きこういう取り組みは、しっかりやっていきたいと思っております。

避難所につきましては、今町が指定している公民館等で23カ所あるわけでございますけれども、やっぱりいろんな多様な場所で、それぞれ災害によってまた違いますから、この公共施設が、必ずしも適しているというふうに言えない場合もあるかもしれない。それから、先般も村中議員からもありましたように、神社・仏閣含めて、そういう施設が活用できないかというようなお話もありました。

したがって、自治会の集会所とか民間の施設等含めて、その災害の種類にもよりますけれども、

どうすれば一番有効に活用できるか、それによって、またメリットもデメリットもあると思うんです。近くですぐ集まれるときは、そういう集会所等のほうがいいだろうし、土砂災害とかそういう形になってきた場合にどうなのか。あるいは耐震性とかいうことになると、またそれなりの組織がないといけない。かなり大きな災害ということになると、今までもそうですが、いろんな23カ所といいますが、職員を派遣したりするところでは、備蓄なんかをやっておりますけれども、そういった体制をどうしていくのかというような問題等々ありますので、十分そこら辺を含めて、しっかり検討して、さっきも言いましたように、協力をお願いしなきゃいけない、民間の皆さんの協力もいただかなきゃいけませんから、十分そこら辺の対応の検討を進めていきたいというふうに思っております。

一番いいのは、やっぱり状況に応じていろんな選択肢があって、それをやっぱり状況に応じて活用していくということができれば、一番いいだろうというふうに思います。そういう形になっていくように、我々も努力をしたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 本当に力強い答弁、ありがたく感じています。町長は防災に対する意識は高い、文章ではそういうふう感じていたんですけども、今の答弁を聞いて、本当に詳細までいろいろ考えられているんだと、そのおかげで自主防災組織の発展というか、今回の明らかになった課題というのは、抜きつ抜かれつ、行政側と民間と両方が高めあって本当にいい形の、プラス思考の問題、課題であるということ、今ちょっと感じました。

それで、今回、総務厚生常任委員会では、災害に強いまちづくりを実行されている徳島の美波町、夏に行かせてもらったんですけど、そこにもやはり地域の熱心な方がいろんなアイデアを出して、実現をされていました。その陰には、本当に行政の強力なバックアップがあったというのは、前回の質問のときにもお伝えしたんですけど、先進地視察、先進地ということでしたら、美波町の皆さんに負けない、熱い、本当に熱心な方々、平生町にもいらっしゃいます。災害はそれぞれの地域で特徴がありますし、平生町は平生町にあった体制を強化すべきだと思います。

そこで、民間施設を利用した平生式避難所、これは名前はどちらでもいいですけども、平生式の独自のものをつくって見たらどうでしょうか。この平生式避難所、山田式でもいいとは思いますが、呼び名はどちらでもいいですので、町内の自主防災組織の方が、御自身の地域の避難所を設定される時に参考になるのはもちろん、町外、県外からも先進地視察に来ていただけるようなものができたらと考えます。

この度の東日本大震災の避難所でも、多くの問題、課題が浮き彫りになりました。そのことを教訓に、例えばトイレ、臨時のトイレですね。トイレなんかでも、以前とは違い設置も容易で、さらにはしっかりしたもの、それというものだけではなく、下水のマンホールに直接接続できた

り、衛生面も確保したものなど、多数開発されています。マンホールのふた部分ですから、合併浄化槽のふたなんかにも接続できたりとか、ほかにもたくさん多くのものが開発されています。

どうでしょう。先ほどの非常に前向きな御答弁にあわせて、山田式避難所、ほかの自治体に先駆けて御検討はいただけないでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘の意味もよくわかりますが、先ほど答弁をしましたように、地域地域に、あるいはまた災害に応じて選択できるような多様な選択肢が広がっていきけるような体制の整備、これがやっぱり大事だろうというふうに思いますし、今おっしゃったように、いろんなこれからのことを考えた場合に、身近ですぐ避難できる場所がちゃんとした場所として整備をされていけばいいんだらうというふうに思います。先ほど言いましたようにそれぞれメリット、デメリット等々、耐震性の問題から含めて、いろいろありますので、十分そこら辺は検討しまして、ここの避難所の整備については、例えば、民間のそういう避難所を活用していくということになれば、どこまでこちらが公の支援として整備がしていけるのかというような問題もあります。まずは、そういう民間の避難所も含めて活用できるような検討を、やっぱり当面はしていきたいなというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、健康保険証についての質問でございます。

国民健康保険料を滞納して無保険状態となっている世帯が、この9月1日、県内で3,900世帯あることが県の調査で判明したと報道をされております。このような状態だと、病気になっても医療費を全額負担することになり、医者にもかかれないということになってしまいます。保険料を滞納した世帯は、通常の保険証より有効期限の短い短期被保険者証や、さらに滞納が続いてしまうと、医療機関の窓口で一旦全額支払った後に申請すれば払い戻しが受けられる資格証明書に切りかえられます。

先ほどの無保険状態については、短期保険証と資格証明書の役所へのとめ置き、留保の状態です。この留保についていえば、滞納している保険料をどう納めるのか、納付相談をした上で、これならと判断をした場合に、郵送でお渡ししているというふうに説明をされております。しかし、窓口に行くと保険料を請求をされる、怖くて行きづらい、このような人もおられます。このような姿勢が留保が続く直接の原因だとされております。

当町には、以前にはあったと私は記憶をしておりますが、現在は、このようなことはないと思われま。しかし、今この不景気、デフレスパイラルによるこの不景気で、これが続く限り、国

保の滞納はますますふえていくと予想されます。これから、このような事態に対し、どのような対策を持っておられるのか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 国民健康保険証の無保険状態の解消に向けてということで、今御質問いただきました。確かにそういう状況があったという県内の市の報道もあったように思いますが、国保の無保険状態、要するに市役所等でとめ置きをしておるという状況だと思えます。今も御指摘がありましたように、滞納した場合に、長期にわたって保険料が滞納されると、資格証明書の発行、あるいは短期の保険者証ということで今対応しておるわけですが、今この平成24年、国保の保険証ですが、24年8月現在で資格証明書の対象世帯が11世帯、それから短期被保険者証の発行が91世帯、両方で102世帯ということになっております。

町は前からも言っておりますように、できるだけ資格証明書を発行しなくて済むように、滞納者といいますが、納税者とのできるだけ折衝をしながら、納税相談、あるいは分納の誓約等々の取り交わしを今までも指導してきておるわけでありまして、できるだけ短期の被保険者証で済ますように指導はしてきておるところであります。

こういった保険証につきましては、国保の法律でも施行規則には、市町村は世帯主に被保険者証を交付しなくてはならないということで、県もできれば郵送するよというということで、指導しているようでございまして、本町もそういう形で郵送させていただいておりますから、ここでとめ置いておるケースはありません。ただ、送ったら未到達と言いますか、その分は何件かあるようでございますけれども、無保険状態にはなっていないというふうに、こちらは受けとめております。これからもそういう方向で努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先ほども町長は答弁の中で言われましたが、健康保険法の中で、規則の第6条として、市町村は世帯主に対して被保険者証を交付しなければならないとなっております。また、県では、長期にわたることがないように市町に指導をしたいと、こういうふうな通達が出ていると思います。ぜひ保険証のほうはとめ置きがないように、これからもよろしくお願いをいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

児童・生徒のいじめについて質問をさせていただきます。

文部科学省は、11月22日に、いじめの緊急調査の結果を公表いたしました。それには、今年の4月から約半年間に全国の小中学校が把握した、いじめの件数は14万4,054件で、前年度1年分の件数、7万231件の2倍を上回ったと報道されています。認知件数が大幅にふえた要因について、文科省は、学校、教員が積極的にいじめの認知をするようになったことや、子

供、保護者の意識が高まり、いじめを訴えやすくなったこと、またアンケート様式を工夫した教育委員会があったことを挙げております。

しかし、調査の方法によっては極端な差が出ており、調査結果がどこまで実態を反映しているのかが疑われますが、いじめの件数は増加の傾向にあることは間違いがございません。いじめに対し、いじめにつながる子供たちの表情や行動、人間関係の変化をつかむことが大事だと言われております。

また、いじめられた子供は、いじめが始まった初期の段階で、誰かに相談していることが多いと言われております。でも、訴えるのは最初だけで、その訴えを軽視をすると、大人に対する不信が生じて相談しなくなり、誰かに言えばもっとひどくなるという恐れが強まり、ますますエスカレートしていくと、今言われております。

子供たちの成長過程の中で、いじめはどこでも起こります。不幸にして事件となった事例から、何を学ぶのかも必要になってくるのではないかと思います。

当町においても、いじめは必ずあると思いますが、解決方法に対する考え方を、まず初めにお伺いをいたします。

次に、いじめの背景には、社会や、また家庭の問題など学校以外の要因もあります。学校現場だけではなく、幅広く取り組んでいく必要があることから、いじめ防止条例を定めた自治体もございます。これから、いじめ対策について、どのような方針で臨むのかをお伺いをいたします。

もう1点、いじめによって不登校になった場合、安心して学校にいられるような対応は必要ですが、心身を犠牲にしてまで学校に来る必要はないと私は思います。また、私は、本人の気持ちも尊重し、よりよい環境で学ぶための体制をつくっていくべきだと思います。これにはお金も必要です。適切な人員も必要だと思っております。このような体制をつくっていくことこそが、いじめをなくし、不登校をなくしていく方法の一つではないかと思います。この点についてどのような考えを持っておられるのかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 今の児童生徒のいじめの質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

7月に大津の事件を発端として、全国でそういうマスコミの動き、全国展開されました。それに基づいて文科省、あるいは県教委、そしてまた町教委等もその対応、対策に奔走してきたところでございますが、7月12日に県教委からの指導が文書でございまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、そういった内容でございますけど、同日で各学校へ通知をしたところでございます。

また、8月16日にも本町の学校教育課長名の文書をもって、各学校へ指導いたしました。そ

の内容については、2学期初めに児童生徒に対して、ちゃんといじめは人間として絶対に許されないということを理解をさすために、学校から児童生徒に向けた話し合い等をしなさいというような内容でもありまして、また保護者に対してもいじめ問題、このことについて、学校の基本的な姿勢、また家庭の協力、そういったものも学校だよりに掲載をして配布しなさいと。

もう1点、3点目としては、校内研修をすぐ実施しなさいということで、文書的にはお願いをし、あわせて8月には2回、各校長を緊急に集めまして、校長会を開催をし、我々の思い、あるいはまた校長同士の意見交換もさせたところでございます。

9月に入りまして、2学期に入りまして、先ほどおっしゃいましたように、生活アンケートという形で児童生徒にいじめの実態、またそれに至らない小さな問題等について把握をするべきだということで、毎週、小中学校とも毎週生活アンケートという形で行って、本当に早期発見、早期対応に努めておるところでございます。

またあわせて、やはり保護者に対しても協力依頼という形で、見守りアンケートというような名称でもって、保護者をお願いをしました。小学校については、学期に1回というペースで今進んでおるところでございますが、中学校におきましては、9月から毎月、保護者に向けたアンケートを実施し、生徒の小さな変化、そういったものにも気がついてもらえるよう、学校としても努力を続けておるところでございます。

今後、条例制定というふうなお話もございましたが、教育委員会、教育委員としても、この問題を重く受けとめております。やはり全国14万4,000件、県下でも405件というような数値が上がっている中で、教育委員も、やはりいじめについての研修をしなければということで、先般、徳島県のあるまちに、いじめの予防教育、これは徳島県挙げて、鳴門教育大学の教授がプログラムを組んだものなんですけど、小学校3年から中学校1年の5年間にかけて160時間というプログラム、その中で今年から予防教育も始めました。まだまだ緒に就いたばかりでございますから、その成果、結果等について、成果を研修したわけではございませんけど、やはり起きてからではなくて、起きる前のそういった予防教育というものに力を入れていこうというのが、今の教育委員会としての考えでございます。

そういう意味では、条例化というのは、ある程度の抑止力なり、住民喚起という手段の一つではあるとは考えておりますけど、まだ早急に、条例の制定をすることによって、その内容はどうするのか、あるいはまた条例制定後の対応がどうなるのかということについてのいろんな検討、検証というものが必要であろうということで、推移を見守りたいというのが正直な気持ちでございます。

それから、よりよい環境で学ぶための体制、これにつきましては、当然、不登校になっている児童生徒、実際に町内にも存在しておりますから、そういった子供たちの解消に向けた対応、対

策を、学校を挙げて実行、実施しておるところではございますけど、なかなか難しい、改善ができないケース等もございます。当然、教職員に対しては、やはり生活アンケート、そういった結果に基づいて、早い段階でいろんなアンテナを張りながら、子供たちの変化に気づいていくようにということをお願いをしておるところでございますが、これからやはり幼稚園、保育園、それから小学校に上がる段階、また小学校から中学校に上がる段階、いろんなそのつながりの部分、先ほども申し上げましたが、小中連携で教員が一堂に会して研修を行った、こういった先生同士がつながりを持たせるという上では、やはりこれから取り組んでいかなければならない、そういう体制をつくっていかなければならないということで、幼保小中の連絡協議会をベースに、新年度以降そういったものにも新たにに取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど人員、あるいはお金、こういったものも必要という御意見もいただきましたが、私としても、そういう気持ちは当然持っております。予算に反映をしていかなければならないことも、今予算要求の段階で担当課を含めて、いろいろ協議をしておりますが、また改めてお願いをするということになれば、ありがたいなというふうにも思っております。

どちらにしても、学校が児童生徒にとって魅力ある場所、学校の先生や周りのみんなが自分の気持ちを理解してくれる、気持ちを理解してくれているので安心して学校生活を過ごすことができる、安心して過ごすことができるので、自分の力が存分に発揮できる、やはり自分に誇りを持つ、そういったことであろうというふうにも思います。

予防教育の研修をしたときも、やはり四つの目標ということで、自信を持つこと、社会性を持つこと、ソーシャルスキルを磨くこと、そういったいろんなことで子供たちが自分に誇りを持つ、そういうことが重要であるというふうに研修もしてまいりました。そういったことを含めて、これから取り組んでいければというふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で生活アンケートを毎週実施していると、こういうことは私自身もすばらしいことだと思っております。

また、いじめ防止条例につきましては、私は、条例だけでいじめが防止できるとは思っておりません。私は、これをつくる過程において、教育委員会、学校、保護者、また専門家を含めた議論が必要となってくると思っております。参加される多くの皆さんの議論そのものが、いじめ防止に関心を持ち、いじめ防止の行動につながっていくのではないかと思っております。

そこで、先ほど申し上げました体制づくりが必要だと、私はこう思っているところでございます。具体的には、私は専門家を含めた第三者機関を設置し、町民がいじめに対し関心を持ち、活動を進めていく、このことが必要ではないかと思っております。

このことについて、一言でいいですから、答弁を一ついただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 第三者機関の設置ということで、通常第三者機関の設置となると、事件が起きて、その真相解明のための第三者機関ということが通常のパターンであろうと思いますが、条例をつくるための第三者機関、こういったことについては、このたび町長のほうから御提案申し上げておりますまちづくり条例、これを制定、策定していく上で、いろんな方の意見をお尋ねしながらつくったというような、今、協働のまちづくり、参画のまちづくり、そういったことから考えれば、やはり有識者の意見等は、つくる以上は聞かなければいけないというような思いはございますが、それまでに、やはりいろんな形で予防教育等を含めた対策をとっていきたい。

ちょうど先月、青少年健全育成推進大会の場で、少年の主張山口県大会で優良賞を受賞した平生中学校2年生の女子生徒なんですが、彼女の作品の中に、やはり友達とあることで仲が悪くなった、無視をされたりというので悲しい思いをした。そこで支えになったのがやはり家族のサポート、そしてまたそういったことを解決していこうという大人の存在であったというふうに彼女は言うておりました。議員さんもその場にいらっしゃいましたから、御記憶にあると思いますが、また言葉の大切さということも言うておりましたし、今、コミュニケーション能力が不足するという中で、言葉の使い方が非常に難しくなっているということではあります、美しい言葉、思いやりのある言葉、そういったものばかりが子供たちの中で会話として出ているわけではございません。中には冷たい言葉、そして相手を傷つけるような言葉、いろんなものがあるというふうに彼女が言うておりましたが、どちらにしても彼女は結びとして、大人というものがしっかりと受けとめ、理解し、一緒に解決法を探していくことが大切であるというふうに言うておりました。

学校教育もそういった子供たちの成長の過程にあわせた見守りというものが必要でもありますが、やはり家庭、地域、学校、そういったものが一体となった子供たちを見守る環境、それが必要であろうというのが、彼女の作文を、私も聞いた上での感想でございます。そういった面では、やはり大人が責任を持つことということになってくるんでしょうけど、家庭も学校も地域もともに子供の成長を見守っていきたいということで考えさせていただければと思います。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先ほども申し上げましたが、条例をつくった自治体では、いじめのない社会をつくらうという理念、市民にはっきり示した点に条例の意義があると、こう言うておられます。当町としても何らかのアクションを起こして、いじめのない学校をつくっていかれることを要望して質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、ひらお産業まつりについて質問をいたします。

今年の11月3日に初めてひらお産業まつりが開催されました。天候にも恵まれ、3,000人の人出があり、まずまずの出だしたとホッとしております。

企画・運営は実行委員方式をとられ、事務局は経済課でした。まつりを開催するに当たり、町として描いた青写真があったと思います。先ほど町長の行政報告にもありましたように、目的として、町内産業の生産意欲の高揚と、品質向上の促進、市場の拡大とPR、産業間の連携を図る、消費者啓発など、それぞれ多くのことを挙げておられました。それをそれぞれ評価されてどういうふうだったか。目的がどのように達成されたかをお聞きします。

また、来年以降の開催も検討されていることを報告されましたが、これからの予定と課題をお聞きします。

以上、まつりの総括とこれからの方向性を質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ひらお産業まつりについての評価と、それから今後の課題ということで、2点質問をいただきました。

先ほどの行政報告でも述べさせていただきましたように、初めての今回取り組みで、産業間の連携、それぞれの個々の産業の活性化、それぞれのまた連携が取れるようにということで、今、例えばいろんな6次産業化とか、それから農商工連携とか、いろんな取り組みが、それをまた地域の特産品につなげていこうとか、取り組みが行われております。そうした中で、それぞれの産業間の連携が高めていければ、いろんな形で町の活力につながっていくだろうということで、目標は大きく、とにかくまずはやれることからやっっていこうと、初年度でありますからいろいろ手探りの部分もありました。

しかし、実行委員会ということで、若い方に実行委員長をお願いをして、都合6回か7回ぐらい、ずっと何遍も協議をされて、この対策を練られて臨まれたというふうに伺っております。やっぱり発想も、今回のああいうスタンプラリー方式というのは、最初はどうかと思ったんですが、やっぱりやってみると平生町独自のこういったお祭りは面白いというようなことで、終わった後のすぐ反省会をやりましたけども、ここでも各工業部会、ブース、それぞれ農業ブース等々、皆さんからやっぱり一定の評価をいただいておったというふうに思いまして、実行委員長もやる気満々で、またぜひ来年もやらせてほしいというようなことでございました。

また、町としても、この共通部分の費用は、今回はあれしましたが、ほとんどのその他出店とかそれにかかるやつは、皆それぞれの費用負担をしていただいて、できるだけ我々はサポートしていくと。必要なものについては、町としても見ていきたいと思いますというようなことで、そういっ

た意味では大変いい形になったかなと。実際に、特産品センターも、普通は感謝祭なんかをやるんですが、そのときの売り上げの1.5倍くらい当日はあったというふうに、皆さんも大変、やられたほうも喜んでおられました。

こういったことで、お互いの産業間の連携、コミュニケーションがとれるきっかけができたということが一つ。それからもう一つは、やっぱりこういう形での、来年度以降もぜひやりたいというような意欲につながっているかなというふうに思っておりまして、全体の評価というのは、まだ始めたばかりですが、まあまあ盛会裏に終わったかなと。

特に、今回びっくりしたのは、主催者発表で3,000人ということで、そのスタンプの全部ぐるっと回られたのが1,000名ちょっと。その半分は、近隣はもとより、中には山口とか、そりゃいろんな関係のある方だと思うんですが、中には広島のほうからも来られたということで、ある意味では観光振興面からも、一つの要素として、これから生かしていけるのではないかなというふうにも思ったところございまして、何せ天気がよかったのが一番よかった、こういう祭りですから、平生の元気が発信できたのではないかなというふうに受けとめております。

そして、今後の課題でございますが、先ほども言いましたように、まつりが終わってすぐ熱いうちに反省会をやるとうことで、反省会も持たれております。こうした中で、一つは開催の時期が11月3日だったんですが、農産物にしても、海の家産物にしても、11月の中旬以降でないと品ぞろえが難しいという漁業者、農業者の方々からの意見が率直に出されました。企業のほうも、11月の下旬ぐらいのほうがいいんじゃないかというような意向もありまして、この開催の時期の問題、これが一つ。それで、当然これは、ちょうど生涯学習とか、3日の文化の行事と重なり合っておりますから、この辺との調整をどうしていくのか、教育委員会のほうとも相談をしたいと思っておりますが、この辺の開催時期、11月の中旬以降でどうかなというところで調整をしていきたいというふうに考えております。

それから、ブースも6つのブースでやったんですが、これもできればふやしてほしい。永大までは行くが、永大から佐賀までが結構距離があります。あの間ぐらいに、何か阿多田の辺で考えられんかなというような話もありまして、なるほどなと思ってですね。この辺も課題と受けとめて、何かもう一味つけられるような方法はないか、我々も知恵を絞っていきたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今回、民間主導でやられて、商工会のほうの青年部の部長さんがしっかり表に立ってやられたように聞いております。まだやる気満々というお話でございましたけれど、商工会がしっかり動いているところは町が元気です。

こういった取り組み、口火を切ったのは平生町ではございますけれど、民間主導に持っていく

といいますが、民間運営でやっていくというのも一つの方法かなと思っております。そのためには、先ほどの費用の部分、チラシなんかは町のほうで共通部分を見たよというお話がございましたけれど、運営費をどうしていくかという問題もございましょう。そういったときには、それぞれ今販売の話がありました。売り上げがしっかりあったところも、漁業ブースや農業ブースで、特産品のブース、いろいろあったと思います。私たちが、例えば公民館まつりをするときには、販売したものの売り上げの一部を拠出して、次のまつりに備えます。そういったようなことは、結構いろいろなところでやっていますよね。出店の費用をそれぞれ出店者が出すとか、そういった費用の集め方といいますが、運営費の集め方も今から考えられると、より活発な、住民が主体とか、そういった商工者が主体のものができ上がるように私は思っております。

町のほうはもちろん、場所とか物品とかそういったもので一生懸命サポートしていく、事務局も、商工会が事務局を持っておりますので、そういった動きがしやすい場所に持っていくということも、このまつりが大きくなる一つのキーだと、ポイントだと思っております。そういった方向に持っていく考えがおありになるかどうか。

そして、先ほどの文芸ブースとの連携の話がございましたけれど、今回、文芸ブースというか、文化展のにぎわいも取り戻そうというので、文芸ブースを設けられたと思いますが、それについてはどういうふうに思われたか。人の流れがどうだったか。11月3日、4日と文化展がありましたけれど、私たち婦人会や、その他いろんな団体が4日には出しているんですけど、ちょっと人の流れが変わったといいますが、「少なくなったね」というような声が出ております。こことの連携をどういうふうにしたらいいのかということもございまして。11月の下旬のほうは野菜や漁の時期と重なっていいというお話もございまして、このあたりの連携をどういうふうを考えていくのか。私は課題だと思っておりますけれど、そのあたりのこともお伺いしたいと思います。事務局とか運営費とか、それから文芸ブースとの連携とか、そういったものはどういうふうにお考えでしょうか。お伺いします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分からいたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 開催にかかわる費用の問題につきましては、これは実行委員会のほうでよく、それぞれ売り上げにつながっている場合と、そうでない工業ブースなんかは、うちの会社はこういうものをつくっているんだというPRをしていただいて、これは初めて、今まで、例え

ば永大さんなら永大さんがあったけども、会社は知っちょるが中入ったのも初めて、こういうものをやりよったんかちゅう、いい勉強になったというような話もありまして、直接的なもうけにはつながっていない部分もありますけど、この辺の費用をどうするかというのは、実行委員会のほうでも十分議論をしていただいて、町とすれば、できるだけのことでの必要な部分についてのバックアップはしていきたいというふうに考えております。

それから、文芸ブースとの関係が当然出てくると思います。この辺もよく皆さんで協議をしていただいて、文化祭等の関係も、日程の協議を含めて当然出てくると思いますから、この辺は十分協議をする必要があるというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） しっかり自由度を担保するためにも、事務局をどこに置くかというお話も含めて、商工会のみんな、そして、その他のいろんな農業ブース、工業ブース、いろんな皆さんが主体的に生き生きと活動できるような環境づくりをお願いして、来年のひらお産業まつりが、今年以上に発展することを願って、まつりについての質問を終えます。

それでは、2番目の障害のある人への就労支援について質問いたします。

私たちは働くことで収入を得て生活していくという働く権利を持っております。生活の糧を得るだけでなく、生きがいを感じ、社会に貢献していく喜びも持っております。経済的自立は人として生きていくための大切な基盤です。その働く権利、経済的自立を障害のある人に保障するために、就労移行支援や就労継続支援などが障害者の自立支援メニューの中に用意されております。企業での就労を希望する人には、できるだけその機会を確保するために、法定障害者雇用率を定めるなどの支援もありますし、平生町が障がい者福祉基本計画に書いております、雇用の場の創出や拡大、就労支援の充実については、後ほど平岡議員が質問されると思いますので、私からは今年の6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の中に定めてある地方公共団体の責務について質問いたします。

この法律は、略して「障害者優先調達推進法」といって、国や自治体などに障害のある人の就労支援を行う施設や事業所、在宅で仕事をしている人、またその支援団体から優先的に物品やサービスの調達をなさいという法律です。

まずこういった施設や事業所でどのくらいの賃金が支払われているのか、現状を調べてみました。山口県工賃向上計画には、県内84施設あるB型事業所の月額工賃を調べて載せています。それによりますと、平成22年度の平均工賃は月額1万4,511円でした。23年度のデータでは、最高の事業所で月額約4万7,000円、最低で3,400円、とても生活できるレベルではありません。今年度の目標の数値が時給205円というのが現状です。

まして、在宅就労者や支援団体の収入は、もっと厳しい状態にあると想像されます。経済的自

立を果たすにはほど遠い賃金なのが現状です。これを改善するために、仕事を確保して就労支援施設等の経営基盤を強化するために、国や公共団体などに、物品の購入や作業の依頼を優先的に行うよう求めたのが今回の法律の趣旨です。この法律により、平生町でも調達方針の作成と公表、それに即した調達の実施と、実績の取りまとめと、公表が求められています。来年4月1日の施行に向けてどのような準備や取り組みがされているのか、まず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 障害者の就労支援に関連をして、障害者優先調達推進法の制定に伴う本町としての対応についての御質問を、今いただきました。

就労支援について、これから地方公共団体等の責務として優先的に、障害者の就労施設等からの物品の調達をするように努めなければいけないと、こういうことで、そういう責務が今回定められておりました、それに向けて基本方針の策定と調達方針の策定、実施をしたら実施の公表ということが、今後設けられておりました、それに対する町としての対応方針というものが、今求められております。

具体的な、今、町として、調達方針がまだでき上がっておるわけではありませんけれども、今協議をしておるのは、御承知と思いますが、柳井圏域にある事務所、事業所を柳井圏域自立支援協議会の働く部会に参加をしてもらって、今、共同受注のシステムづくりの、柳井圏域で共同受注ができるような、そういうシステムをどうつくっていくかという検討会議を、今、開催しております。いわゆる受注側の、事業所のほう側の体制整備を、今もうできて、はいどうぞという段階ではありません。したがって、しっかりこちら辺は発注する側、受注する側ともに、うまく取り組みがかみ合っていくように、我々も今から着実な取り組みを進めていきたいと。町としてもそういった今から発注をするにしても、町として依頼可能な業務はどういうものがあるのか、発注可能な物品、この辺もしっかり洗い出しをしながら、それぞれ事業所の取り組んでおられるいろんな事業もございまして、その辺の特色をしっかり踏まえて、町とすれば、随契にかかわってくるわけですから、会計規則の見直し等々を含めて、関係各課で協議をしていくことにいたしておるところであります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、各課で何が発注できるか、どういった物品や業務があるかを洗い出すことが必要だというお話でした。例えば、先行的にそういったことをしている、受注しているところの例を見ますと、苗とか、それから草刈りとか、トイレの掃除とか、あと物品その他の物をやっているようです。例えば平生町だったら、公民館の掃除や草取りなら教育委員会、ハートピアの整備なら経済課、物品購入なら総務課と、各課にまたがっております。各課で何が発注できるか、どんなサービスなら依頼できるかというあたりをしっかりと詰めていかないとい

けないと思いますけれど、これはどういうふうにされるのか。

また先ほど、注文を受ける側のお話もおっしゃいましたけれど、このあたり、町内それから柳井管内、大島と作業所があるわけなんですけれど、施設があるわけなんですけれど、注文を受ける側の対象となる施設、地域は、どの範囲を想定をされるのかとか、品目はどの程度あって、どの程度の作業なら受注できるという基礎データがまず必要ですし、またその作業所にこういったものなら平生町が欲しいよというのを伝えないといけない。そのための共同受発注を柳井管内でやるというお話だと思うのですが、こういったことはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

まず、各課で何を発注できるかを洗い出していくとおっしゃってございましたけれど、それは各課の課長に、町長のほうから言われて、それをまとめる。じゃあ、どこがまとめるか、福祉課だとは思いますが、あとその実績を取りまとめて公表するとなると、横断的な取り組みではありますから、例えば総務が実績をまとめて、公表は総合政策課がするというような横断的な取り組みも、そういった柔軟な考え方といいますか、課によっていろんな仕事量や負担が変わってくるというのも、職員のやる気をなくす一つの原因になりますので、いろんな仕事を分けながら、分けていくということは、そこが主体になるということなので、効率的ではないとは思いますが、効果的な取り組みができると思いますけれど、そういったことはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） その前に、就労継続支援の事務所、事業所といいますか、今現時点で考えているのは、柳井圏域で平生町含めて6つの施設がございまして、それぞれ、今もありましたようにいろんな草刈りから清掃から印刷から、いろんなチラシの折り込みとかやっておられますんで、そこら辺の、それぞれのところで該当する事業をしっかりと洗い出して対応していくということになるかと思います。

これは、先ほどもありましたように、障害者優先調達推進法の実行に伴う今回のこうした措置ということですから、取りまとめをする所管のところを中心に、それぞれ各課が連携をとって、これからその作業を進めていきたいというふうに今考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、6事業所ということで、なかなか受発注が活発にいくかどうかというのが非常に疑問なところがありますけれど、公表していかなくてはいけない、そういったものを使っていかななくてはならないような法律ですので、今、岩国や周南や光は、物品購入なんかをしていますし、システム化をしております。ただ、あの規模だからできることが大きくあると思うんですよ。平生町としては小規模であるし、広域としてやるということでも、広域の中でも、今言ったような6事業所ぐらいということですよ。そういった中で、今からどうしていく

かという、公表もありますので、どうしていくかというお話になるんですけど、小さい規模で予算面の厳しいこともあるとは思いますが、小回りがきくという利点もございます。そうした中で、しっかりこれから取り組んで行っていただきたいと思います。3年の猶予があるようですので、施設との連携も持ちながら、しっかりできること、平生町でできることをふやしながら、平生町に住んでよかったなと言えるまちづくりを期待して、私の質問を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 通告に従いまして質問させていただきます。

遊休農地対策、農業支援について伺います。

平生町の農家は兼業農家がほとんどであります。その農家の人たちも高齢化が進み、担い手おらず、遊休農地、そして荒廃農地となっているのが現状です。遊休農地が年々ふえる主な原因として、次のことが考えられます。農家の高齢化、後継者不足、農産物の価格の低迷、鳥獣などの被害により離農、相続による農地の分散により土地持ちの非農家が増加することにより、地域との連携がなくなり、用水路の管理、草の管理ができていない、住宅の混在する地区は、作業環境が悪く思うように消毒できないなど等が挙げられます。

こうしたことで、年々遊休農地がふえています。今、何か手を打たないと手遅れになります。まだ農地への復元が困難とされる土地は少なく、ここ何年かが勝負であり、今のうちに手を打つべきだと思います。

農業支援対策として、他の自治体では、水田や畑を大規模化し、経営を法人化したり、安心・安全な生産の取り組み、農業と市民の接点をふやすための農業体験、収穫体験の開催、農地と農業について学び、体験し、交流できる総合地点として農業公園整備事業、援農ボランティアの養成等が行われ、関係団体などとともに、連携しながら農業支援策を充実しているところもあります。町として遊休農地対策、農業支援対策は何かできるのか伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 遊休農地対策、農業支援についての御質問でございます。今のうちに手を打たんと大変だということで、危機感を持っての御質問をいただきというふうに思っておりますし、行政としても、何とか手を打たないといけないという認識は同じく持っております。

何と言いましても、やはり今、高齢化とか後継者不足、鳥獣被害、いろんな地域とのかかわりというようなことで、いろいろ原因はあるわけでございますが、大きな原因は、やっぱり農業経営の難しさというのが根底にあるんだろうと思います。その上に、担い手の不足、そして後継者不足といいますが、担い手不足によって遊休農地がふえておるとい状況だろうというふうに思います。

今、担い手も、町でいう計画的に規模の拡大や、経営管理に合理化等を進める、いわゆる認定農業者ですが、これは現在平生町では10名で、かなり高齢化も顕著になっております。新規就農者、19年度から今3名という状況で、これは県も、それからJA、もちろん町も育成支援に取り組んでいるわけですが、なかなかすそ野が広がって来ないという状況で、大変ジレンマを感じておる状況も一方であります。また、農地の状況については、先月、農業委員会のほうで、農地パトロールを今年もやっていただきまして、260ヘクタールが遊休農地ということで確認をされておるようです。全農地が570ですから、半分近い地域が遊休農地化しているのではないかと、大変心配をいたしております。何とか担い手を掘り起こしていきたい、農地の保全もやりたい、こういふことで、今、町とすれば、御承知のように、平成20年度から「ひらお農業体験農園」、これを実施をして今日までやってきました。5年間で大体毎年20人ずつぐらいで、100名の方が参加いただければいいなというふうに思っておりましたが、結果的には108名の方が体験農園を経験をされておられまして、その中で実践的な栽培技術の向上に向けて頑張っておられる「チャレンジファーム」ということで、その卒業生が今11名で、この「チャレンジファーム」をやっておられますし、またいろんな生産から販売までやっていこうというようなことで、「ファーム大星」という形で、今、営農団体もでき上がっております。そういった意味では、一定の成果があるのかなというふうに思っておりますし、今、大野でこの実施をこれからもやっていくようにしておりますが、人農地プランにおいて、そこで地域の中心になって頑張っていかなきゃいけないという形態として、この「ファーム大星」についても、頑張ってもらいたいというふうに思っておるところです。

そういうところを一つの突破口にしながら、何とかすそ野が広がっていくように、町としてもできるだけ支援策をとって、これからの担い手の育成ということに努めていきたいし、結果的にそのことによって、遊休農地、荒廃農地が減少していくように取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは再質問をいたします。

担い手育成をしっかりと取り組んでいただけるということではありますが、基本計画のことに書いてあることをちょっと伺いたいと思います。

現状と課題というところに、「効率的な農業生産活動を行うため、農道などの生産基盤の整備を進める必要があります」これが現状と課題です。そして、今後の取り組みとして、「農道・水路を保全するなど、農業生産と生活環境を支える基礎づくりを進めます」とありますよね。その農道・水路を保全するなどありますが、この保全という意味は、現状をそのまま修理しながら使うという意味に取れるんですが、実際にそうなんですか。そういう思いが町としてあるの

でしょうか、伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 農道と水路の保全と、生産基盤の整備ということで、農道・水路の保全の意味でございますけれども、そういった生産基盤がしっかり、本来の役割、機能が果たせるように対応をしていくという、私は、意味だというふうに理解しております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 現在は、大型機械を利用して、少人数の従事者で多収量を得る農業となっております。東北、北陸のほうでは、五、六人程度の従事者で20ヘクタールから50ヘクタールぐらいの農業をこなしているところもございます。農道とかが余りにも狭いと、田んぼが小さいとか、用水路の状態が悪いと、まず後継者がいない田んぼなんかは、次の人の農家にやらしてもらおうと思っても、断られてしまいます。こうしたことで遊休農地荒廃となっていくところもございます。

まず、農道などの整備をし、作業環境をよくしないことには、ますます遊休農地がふえ、歯ごめのかからない遊休農地化、そして荒廃農地化となると思いますが、いかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるように、作業環境を整えるというのが生産基盤を、やっぱりしっかり維持し、発展をさせていくためには、大前提ということになるかと思います。平生の場合は、かなり用途区域の中にもそういう地域がたくさんあるわけでありまして、なかなか整備が進んでいない。どうしても区域内だと、農道、水路等が、結局補助のメニューに乗れないというようなこともあって、町が単独でどうしても対応せざるを得ない。本来であれば、ちょっと今、最後ぎりぎりの、先般も国営圃場の整備の話がありましたけれども、本来は圃場整備の事業がもっと展開をされてこないと、こういった大型機械を使って、まとまった形で農業を展開していくというのは、なかなか難しい。我々も早くから圃場整備については、これは国・県の支援を受けてやっていくべきだという気持ちはありますが、なかなかやっぱりこれも、地元の方の農地の所有者を含めて、やっぱり了解がいただけなかったというのが、今日に至っている現状だというように思っております。それも、やっぱり将来本当に5年、10年先に飯を食っていけるかという展望がしっかり持てるような農業政策というのが展開されないと、なかなかそこについていけないというのが今日までの現状だというふうには思います。

率直に言って、本町の置かれている現状は大変厳しい、そういった農業基盤ということになりますが、できることから町としてはこういった区域内の、用途区域内の農用地等も含めて、町としてできるだけの対応はこれからもしていきたいというふうに考えております。

.....

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず第一に、「計画的な公共事業で町の活力を」というテーマですが、きょう行政報告で、教育長のほうから、曾根公民館の建てかえで進んできたという報告があり、これはこれとしていいことですが、私は、これは、一つは複雑な思いもあるんです。毎月、これから100万円を超える金額をリース料として、いわゆる資本力や知恵を持った組織に、町から税金を支出するという仕組みになりました。

それともう一つは、たまたまここで、今思い出したんですが、教育長が総務課長の時代、ちょうど私が職務上、予算編成を総務課長から聞く立場にありまして、合併が壊れて大変な時期でしたから、そのときの予算ですが、とにかくいわゆる投資的経費が確保できない、起債もできないという厳しい状況の説明を受けたことを思い出しまして、今回、投資的経費を確保していくというのが、私の中心的なテーマなんですが、そのときに、何ぼ苦しくても一定の投資的経費は確保していかなと、町の元気はなくなるよと。それともう一つ、起債だって全部が悪いわけじゃないと、補助金も起債もそれぞれ研究をして使えば、町の元気を取り戻すのに役立つからという話を、会話をしたのを思い出しまして、そのときに提案として、佐賀漁港のパラペットといいますか、海岸の護岸が大変ひどい状況でしたから、ああいったものなんかは、漁業関係の補助金は比較的いいですし、ああいったことも計画的に取り組むといいねという話をしたことを思い出します。これについては、その後計画的にだんだんとやりまして、町の投資的経費を確保する意味では役に立ってきたと思っております。

それで、今言いましたように、お金がないから、どうしてもリース方式で公共施設をやったと。このことは、これから先の町の投資的経費のあり方に、一つの問題を投げかけておると思うんです。ということは、計画的に、ちゃんと投資的経費を確保して、町の公共事業をつくっていくと。これは、いわゆる町の活力を維持するために、町の投資的経費の確保というものは、やっぱり無視できない側面があると思うんです。そうすると、計画的にやっていくことは大切です。ちょっと若干見えそうなのは、学校の耐震化、それでも来年多分中学校の普通教室棟の耐震化もあるだろうという予測ぐらいしか立ちませんが、これから先、何年にどこ、何年にどこというようなちゃんとした計画をつくる、財政ともすり合わせをする、補助金の計算もする、起債の計算もする、そうして耐震化をすれば、これとこれだけの投資的経費が確保できる、その次に今度は公共施設、建物、これについても突然入れなくなりましたから、リース方式でという今回はやむを得ない措置で、それはそれで私は評価はしておりますけど、やっぱり計画的にやっていく必要があると思うんです。それと道路、河川も当然そうです。そういった計画をつくって、財政に裏打ちをされた起債の償還計画等もちゃんと合わさった計画をつくっていかなと、公共施設をリース方式で

10年間も1億円を超える金額を払っていくという財政運営になっていくと、これはちょっと考えなければいけない問題ではないかと思えますから、この計画的な、中長期的な公共事業の実施をまず求めたいと思うんです。それについてお考え。

その次に、今年の夏に、これに関連して、ちょうどいいですから、町内の橋梁の点検結果の表をいただきました。そのときに、ほとんど老朽化して、この老朽化率という計算も出ておるんですが、A、B、C判定をされまして、B、C判定で8割近い橋が、いつ落ちてもおかしくないというような橋まであるようですが、これを計画的に整備をする、計画をつくれれば補助金の対象になるとかいろいろ説明を受けましたが、これは、今言いましたような観点から、町内の町が管理する橋梁、これについて計画的な整備をする計画をつくられてはどうかと。ここまで調査は進んでおるわけですから、必要だと思っただろうですね。今の最初の質問にあわせたような方向でやってほしい。この計画、取り組みはどうなっておるのかということ。

それともう一つ、私はこの資料を調べておりましたら、前からちょっと気にはなったんですが、通告にも書いてありますが、古万屋線の終点にあります古万屋橋、これは、評価は町が管理する中で一番長い橋です。そして、橋というのは、落ちたら迂回路があれば何とかかなりますが、迂回路がなかったらアウトなんです。これは、ある一企業の入り口の橋なんです。言いますよ。永大産業の入り口の橋なんです。落ちた途端、通行ができなくなり、事業活動が停止するんです。それだけのやっぱり危険な橋で、これはランクがCなんです。判定結果は、Cランクは、何らかの対策を講じる必要があると考えられる、別途対応を検討すると、こうなっている。判定区分Cとは、損傷が相当程度進行し、当該部位、部材も機能や安全率の低下が著しく、少なくとも次回の定期点検までには補修等が必要とされると判断せざるを得ない状況をいうということで、その後また古万屋橋についての評価が書いてあるんです。構桁が全体に腐食し、構断面の減少が生じている、支持周りに土砂が堆積し、機能を障害している、高性能伸縮装置が破損し欠落している、こういう評価まであるんですが、言いましたように町内で通行どめになったら一番困る橋というのはこの橋なんです。迂回路はない、産業活動は即停止するという状況にあると思うんですが、このことについてどういう対策をとっておられるのか、お考えを聞きたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 計画的な公共事業を、中長期的な計画を持ってやっていくべきだということ御指摘でございます。今までも、いろんな公共施設につきましては、整備を進めて来たわけですが、特に今回、ありましたように曾根の公民館につきましては、これはかなり突発的な要素がございまして、緊急を要するというようなこともありまして、皆さんの御理解をいただいた上で実施をさせていただきました。

何でもかんでも、そういう形でやればいいという発想ではなしに、きちっとした計画を持って

やっていくべきだ、これは御指摘のとおりです。これから、財政状況は大変厳しいことは当然でありますけれども、計画性を持って、この公共施設の整備を図っていくと。特に中長期の計画を持ってやっていく、町道とか河川とかというのは、この辺は、毎年度の予算で状況を見ながら対応しておりますが、こういう大きな事業につきましては、いわゆる中長期の計画と、それを確保していく財源、これの見通しというものをしっかりつけながら対応していかなくちゃいけないということで、今、大きなものとするれば、公共下水道、それから今、御指摘いただきましたけれども、海岸保全の施設整備、それから町営住宅の整備、それからあと橋梁関係、大きなところは、こんなところが今考えられるかなというふうに思っております、これは中長期的に計画を持って、しっかり財源を確保しながら対応していく。計画は一時これで行きましょうというのがあったんですが、問題は財源をどう見通しをつけていくかというのが、やっぱり一つのネックになっておりますんで、この辺も現実を踏まえて、しっかり対応させていただきたいというふうに思っております。

同時に、橋梁の関係ですが、御指摘をいただきましたように、どうしていくのかと。たまたま今回、23年度の橋梁点検をやりまして、結果が御報告のとおりです。対策区分Aが30橋、Bが79橋、Cが28橋で、そのCのうちの二つがこの前対応しましたので、対策区分のAが今32ということになって、Cが26橋、A、B、Cの区分けは、先ほど御指摘があったとおりであります。

基本的には、道路橋、町内137あるんですが、15メートル以上の橋が10橋あります。まずは、この15メートル以上の橋梁について、長寿命化修繕計画、これを立てて対応していかなくちゃいけないというふうに思っております、長寿命化に向けての具体的な、来年度から対応をしていかなくちゃいけない、そのためのまた予算措置等もお願いをしていくことになろうと思っておりますけれども、しっかりこれは計画的に対応していかなくちゃいけないというふうに考えております。

特に、その中でも、Cランクの中でも、特に優先順位をやっぱり、今、ああいった産業の置かれておる状況、それから交通量の多いバス路線とか、大型車が通るところというようなところをやっぱり優先的に対応していかなくちゃいけないだろうというふうに考えております。

この辺もしっかり、恐らくこの修繕計画、全体のまだ経費の分野での試算ということは、まだ出しておりませんが、ある程度は予測をされる状況です。特に古万屋橋、先ほど指摘がありましたけれども、これは、今もう名前が出ておりますように、永大産業の入り口のところの橋。これは企業進出、昭和43年のときに建設ですから、もう44年経過をしておるということで、これは企業誘致に際して、町が架設して処理をしておる、町道の一部として維持管理をしておるという状況で今日に至っております。

御指摘のように、大変、一つの大きな屋台骨を支えておる橋になっておりまして、これは何ら

かの修繕といいますが、整備、改修を行っていかねばいけないという、今状況になっておることは御指摘のとおりです。これからも、こういった状況を会社のほうにも、先般もお話をしまして、協力をいただくことになろうと思います。いろいろ相談もさせていただきたい。我々もできるだけの対応をしていくし、住民の皆さんのまた御理解も頂かなきゃいけない。できるだけ工法等も、経費を勘案をしながら、どうすれば一番改修計画としてよくなっていくのかということ、知恵を絞ってこれからやっていきたい。言うてみれば、最優先で改修していかねばいけない橋の一つだという認識であります。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からといたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。

行政の特徴として、こういう一般質問があったり、何かつくるときには、長期展望をつくっていろんなことをしてやりますというお話があるんですが、1週間あけると、もうその話はどこにいったんじゃろうかという傾向が、若干あるんですね。

それでちょっと提案ですがね、町長先ほど申しましたように、まず学校の耐震化の計画、年数と大体建設費の見通し、それから、下水道の5年スパンぐらい先まで、この程度整備したらこの程度かかると。どの程度の起債が見込めるとか、そういう計画を主な建設事業でつくっていただけませんか。そうすると、よくわかるんですね。でも、マスコミもちょっと無責任だと思うんですが、学校の耐震化なんか、中国新聞の社説なんですが、国の補助制度も充実して、自主財源が10%もあればすぐできるから早やれという主張があって、総合政策課長に「こういう主張があった」と言ったら、「そら考え方が違う」という返答もあったんですけど。まあ国の言うことと、実際に現場で担当される方とは状況違うと思いますけど、いずれにせよ、5年以内ぐらいに公共施設を耐震化、下水化、町営住宅入るならそれ、それからほかの建物の改修、道路の改修、橋、こういったものをつくって、実際に提出して見えるものにしてほしいんですね。そうすると、どの程度として経費が確保していけるかという見通しもあるし、町の一つの起爆剤としての予算の有効利用ですから、「これが都合悪くなったから当面やらなしようがない」というその場その場で、実際の日々の生活は動いているっていうのが、今、実情じゃないかと思うんですね。

計画つくるときには立派言うてんですよ、いろいろ。いい話をされるんですよ。でも実際に予算編成になると、お金がないから「あれやこれ、これを削れ、これはできません」と言って、

1年刻みの政策推進をされるという傾向が見受けられますんでね。そのやっぱり活力を維持するためというのは、計画的な物事の推進が欲しいですから、それをつくってほしいと思う。それが第一。

それから、特に橋梁については、先ほどありましたように、15メートル以上の10棟の橋について、当面つくる補助制度もあるようですが、問題はあと残りの127ですか。これを単独でやらにゃいけないのか。やれば何か補助制度があるのか、そういったことについても、実際には生活道路として機能していないものも若干はあるかもしれませんが、先ほど説明では、優先順位をつけて緊急度の高いものからやっていく、それは誠にそうなんですよ。じゃあ実際は、計画をつくってくださいと言うたらなかなか出てこないという状況ですから、10橋の計画は多分つくって、補助金をもらう体制にして計画的にやっていくというのは、当面急いでやってほしいと思いますし、その10橋のうちに、先ほどの橋も入るんですが、入らない橋ですね。これについても、状況を、例えば、Cの判定のところを二つ直して26になったと言われましたけど、こういう細かな計画ですね。これもつくってほしいんですよ。

それと最後に、古万屋橋の継続、これは誠に悩ましい問題だと思うんですがね。当時、よく町議会が、あの町道は、普通でしたら川のこちらで終点になるんですが、川の対岸まで行って終点にしてるんです。その橋が町の橋になって、やはり受益者が1なんです。1というのは考えられないんですがね。そうすると、その町道認定の有効性がどこまであるのかという気持ちまで、ちょっと若干、突き詰めていったら起きるんですがね。かといって、現実には重大な産業の、平生町としては大事な橋として存在しておると。通行どめになったらもう産業活動は停止すると。

じゃあ、先ほど10橋の計画をつくるときに、この実態としてはそういう実態があるんなら、それが補助の対象になるのかどうかと、こういった問題も生まれてきます。それと、受益者負担が1ということで、先ほど町長、いろいろと町民の理解を云々と、丁寧な説明をされましたけど、御存じの上で言われたんでしょうが、なかなか町民の理解を得るのにどういう作業が要るのかとか、いろんな問題が起きてきますので、これについては企業とも交渉されるもいいでしょうけど、もう一つね、いざあしたから使えなくなったときどうするかという問題があるんですよ。ほかの迂回路のある橋は何とかなるんですよ。そういう点も企業ともよく話をされて、事前に、なったときの対策といえますか、そうせんともうとまるんですからね。町の管理する橋です。そういう責任もあります。このこともちょっと詰めておく必要があるんじゃないかと思いますので、その点についても、お考えを聞いてみたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の公共施設、とりわけ下水や海岸保全、町営住宅等々を含めて、耐震化の問題を含めて、計画でありますけど、一番やっぱり問題は、例えば、公共下水なんかは大体

何ぼの補助があってちゅうのがわかるんで、これは何年計画という指定をとってやっていきますけども、問題はどういう補助の中身になってくるのかと、これが読めないところがあります。

実際に、今問題になっている橋梁の場合は、この橋梁の長寿命化計画を来年以降やって、これは具体的に法令に当てはめてやっていくようになりますから、あと、十何橋残つとるやつは、それぞれ10メートル以上ですが、かなり大規模になるやつも中にはあろうと思います。この辺の財政計画を当然立てていかなければなりませんので、長寿命化計画を策定をする段階で、この他の部分についても計画を策定をして、一緒にお示しをするようにしたいというふうに考えております。

それから、古万屋橋の関係につきましては、今、大変悩ましいところがありますが、企業と十分現状を踏まえた上で協議をしながら、町として責任を果たしていくということを、今の段階では申し上げる以上は、ちょっと今、まだまだ、どういう計画で、どのぐらいの状況で対応していけるのかというのがまだちょっと不明ですので、この辺も十分工法等検討した上で、またじっくり協議をしたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 結局、公共施設の整備については計画は立てられないという答弁になるんですがね、今聞いてみましたら、下水道については何とかなるが。とりあえず、学校の耐震化については、当面は来年多分、中学校、先ほど申したように普通教室棟の耐震化が、作業が出てくるんでしょうけど、あと何年までにどうするという計画をちゃんとつくれるのかどうか。

それと、橋につきましてはですがね、15メートル以上の10橋についてみまして、あの古万屋橋が一番お金がかかる。あとはそれほどじゃないんですがね。これが一番、多分経費もかかると思うんです。それと一番、いろんな意味で対策が急がれておると思うんですが、「企業ともよく話してみます」というのんきともとれる表現ですけど、やっぱね、いざ通れなくなったら、もうアウトですよ。迂回路ありませんよ。その非常事態の認識というのは持って、会社とも話される必要があると思う。

繰り返しますけど、補助制度、何を補助制度使うたらええかわからんからなかなか難しいという表現は、それはそれであるとしても、例えば、「何年までごろにはこれは建てかえよう、これはこうしよう」、そういう計画はつくれると思うんですよね。そうすると、どの程度にお金がかかるかまではできると思うんですよ。あとは、そのときにどういう補助が使えるか、どの起債が使えるか、そういった問題はあるとしても、それぐらいはできると思うんですがどうですか。

以上2つです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 橋のほうは先ほど言いましたように、下水とか海岸保全とかというのは、これは27年度までの計画とかでありますから、これはあります。今の橋の場合は、長寿命化で対応しなきゃいけない部分と一緒に、ここの対象の15メートルで、しかもCランクというところは考えていきたいというふうに、そのときにお示しと一緒にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、耐震化の関係は、御指摘がありますように、これもできるだけ早くやりたいんですが、計画は立てられます。計画はありますが、ただ、財源まで含めて、じゃあきちっと対応できるんかという協議になりますんで、この点は十分また別途協議するにしても、計画はこことここのところをやらなきゃいけないというのは出てくると思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次の質問にまいります。

「障がい者福祉行政」についてですが、今年の3月に平生町障がい者福祉基本計画というのがつくって出されまして、これを読んでみました。それで、この中については、いろいろ意見もありますが、いろいろよく分析をされて、これから先の方向も調査をして出されておると思いますが、幾つかの問題点を気がつきましたので、その点を取り上げてまいりたいと思います。

まず、第一に、合理的配慮の推進という項目があるんですが、これは基本方針の第1番なんですよね。合理的配慮の推進というのがこの計画の一番の柱なんです。これは、障害者が日常生活や社会生活において受けている社会参加の制限、制約は障害者個人によるものではなく、社会の側の環境に問題があるという考え方が示されています。これは、障害者基本権利条約のお考え、そこから合理的配慮の推進という言葉が出てきたんですね。この中には障害者に対する理解の問題、それから障害者の人権擁護、それから生活の環境の整備ですね。こういったテーマが取り上げてあります。

その中で、2つほど私もいろいろ体験の中から感じることで、理解を深めるという点についてですが、これはこの取り組みが進んできたせいもあるかもしれませんが、いわゆる駐車場の整備、それから身体障害者用のトイレの整備、こういったものがかなり進んでまいりました。一面、と同時に、比較的よく整備された施設です、障害者用の施設というのは。ですから、普通のいわゆる健康の人間が使っても便利なんです。まず、駐車場が一番近いところに広い駐車場があると。これはもう便利です。それから、身体障害者用のトイレも、近代的にスペースも広いし、いろんな施設もあって使いやすいと。そういうことで、健康の方がどんどんどんどん使うと。一面で、あいておれば使ってもいいじゃないかという、調査段階で職員の反応もありましたけど、やっぱり、これは本当に合理的配慮の推進なのかどうかということですね。便利なものは自分たちも自由に使うと。障害者はそれがないと困るから、生活できないからつくってもらうようにし

たんですよ。ここに対する理解の不足といいますかね。

いろいろ、今ごろ、国土交通省なんかでも、いろんな国道、高速道路に特に言える。いろんな施設が充実してきましたけど、結局、多目的トイレだとか、いろいろ言ったばかりに、いろんな人がそれぞれ勝手に使い出したと。実際に使いたい人が行ったときには困ると、そういう実情が出てきてるんですよ。

そこで、私は今回、取り上げたいのは、いわゆる合理的配慮の推進ということは、いろいろ施設をして、それに対する、障害者への理解もちょっと深めてほしいと思うんですよ。例えば、体が不自由だから、身体障害者の駐車場が要ると、そこでないと、前にも申しましたが、いわゆる乗降車ができんです。幅広くないと。トイレもそこでないとできないんですよ。

私、この前からちょっと旅行を家内といっしょにしましてね。新幹線で新大阪において、北陸に乗りかえるときに、新大阪の駅において、旅行へ行く前には、どことどこでトイレがあるから使おうという計画がまず一番先に立てるんです。そこまではないですから。新幹線はありますけど後はないと。そうすると、次に在来線に乗ったらどこでおりたらあるかとか、そういった計画を立てて、それから日程もつくるような感じになるんですけどね。

新大阪でおりたら、二つほど障害者用のトイレがありました。両方ともつんでました。ずうっと待ってたんですがね、結局出てこられたのは、旅行のキャリーバックを提げたお客さんですよ。広くて都合がいいから、キャリーバックもちょっと大きいから使いやすいと。それで便利なお客さんだと。こういう問題に直面しました。富山の駅に行ったときも同じでした。それから、松本の駅は新しい駅でして、そこは2階の奥のほうにありました。2カ所整備してあったんですが、張り紙がしてありまして、30分以上使うと警備員が来ますよという警告の紙が張ってあったんです。よく考えてみれば、身障者じゃなくて、一番奥にある目立ちにくいところですから、広いトイレです。何かほかの目的に使われているから、結局、長いことおる不審者がおった場合には警備員が来るんだろうというふうに。親切に、障害者は気分悪くなったらいけんからという張り紙かもしれませんが、それは非常ベルがあるんです。とにかく、いろいろと多目的に使われているのが実態だと思うんです。そうするとね、二つの解決方法があるんです。いわゆる、障害者に対して理解を深めて、できるだけあけておくようにしようというマナーの向上、それともう一つは、数をふやすことなんですよ。数をふやすこと。

先日、熊本へ行きました。ずうっと九州道の新しいサービスエリアに寄ってみましたら、数がふえてましたよ。障害者のトイレの場合は、身体障害者と、一番必要にするのはオストメイトと言われる、いわゆる人工肛門の方の洗浄機械ですね。あれパウチと言うんですが。これは当初は、身障者のトイレは、いわゆる身体障害者を対象につくられてました。阪神・淡路大震災の後に、オストメイトの対策というのが大変重要になりまして、各公共機関でもオストメイトの対応をし

た、それで多目的トイレという名称もついてき出したんですがね。それと、おむつの交換のときベビーシートをやると。結局それがそういう状況になっていましたが、この前の新しいサービスエリアを見ましたら、身体障害者のトイレとオストメイト用のトイレ、それからベビーシート用のトイレというように、数ふえてましたよ。そういったのも一つの解決方法なんですけど、まず、数がふやせなければ、理解を深めてもらうというのが、まず大切だと思います。

それでお聞きしたいんですが、私、平生小学校ができたとき、「だれでもトイレ」という名前で、これはみんなに理解をされていいなあというように思いましたが、結局、誰でも使えるという認識が、便利などとはどんどん優先的に使うと、便利のように使うと。困った人が行ったときには「待ってあげばいいじゃないか」という話がありますがね。身体障害者というのは、生理現象についてもいろんな複雑な要素があるんですよ。待ってあげばいいという健康な人の状況とは違うんですよ。だから、先ほど言いましたように、計算をして移動をするんです。多分オストメイトの方もそうだと思うんですよ。どこまで行ったらいっぱいになると。どこら辺に行ったら洗浄できると。そういういろんな複雑な要素があるわけですから、あいておれば使えばいいじゃ困るんですよ。

だから、そういう点で、小学校の「だれでもトイレ」という名称は、理解を深めるという意味じゃよかったかもしれませんが、子供が、生徒が、児童が誰でも使えるんだという認識がずっと社会に広がってくると、私は余りいい傾向じゃないなと思います。

だから、そういう合理的配慮の推進という意識改革にもっと取り組んでほしいんです。この取り組みについてのお考えを聞いておきたいと。それで教育長に対しては、小学校の名称ですね。「だれでもトイレ」と。これが本当に今、合理的配慮を推進するために、正しい名称なのかどうかと、このお考えも聞いておきたいと思います。

2点目、今の生活環境の合理的配慮のところ、バリアフリーのところですが、このバリアフリーの推進といっぱい書いてあるんですよ。ところがね、例えば、公共施設に行くまでのバリアフリーは進みますが、道路の障害を取り除くなどという表示はないですよ。それと、こういうバリアフリーの公共施設の推進なりいろんなこと、これは誰がやるのか。担当はどこなのかと。

先ほど、細田議員の質問にも誰がやるのかということに対して、町長は各課連携して取り組むという話がありましたが、各課連携して取り組みということはよく、この議場の場では返事で出てくるんですがね。そのバリアフリーの推進っていうのはどなたが、どこが担当してやられるんですか。これをお聞きしておきたい。いわゆる合理的配慮の推進の大きな、具体的な。

次は就労の支援ですが、「雇用・就業の促進」というのは第4章にあるんですよ。ここにも雇用の場の創設という問題は、きょう午前中やりました細田議員の質問で、雇用の場の創設は大変大事なんですけど、ここに問題が二つあるんですよ。

一つはね、障害が比較的軽い方と、かなり進んで、先ほど細田議員が言ったように、いろんな支援がないと就業できない方。深刻なのはね、この中では、ちょっと障害が進んだ方の、いろんな対策は書いてあるんですよ。ところが、障害が軽い方についてはね、例えば、企業の雇用者の法定雇用率はどうなっておるかとか、障害者のね。役場の中では、法定雇用率、今調べてみましたけど、何ぼになっているのか。これ、誰が担当するのか。この担当なんですけどね。これも担当がわからないんですよ。町内の企業の障害者の法定雇用率はどうなって、どう推進していくかというのは、どこで。

例えば、若干障害が進んだ方の雇用の場をつくるのはどこなのか。平生町としても一つの組織ですから、障害者の法定雇用率を守っていかなければならない。これの担当はどこなのか。こういう各論になってくると、総論は書いてあるんですがね、姿が見えんのですよね。

もっと深刻な話をしますとね、結局、今、この前テレビ見ていましたらね、刑務所の中に大きな異変が起きて、これから先社会問題なんですけど、いわゆる軽い障害者、障害者の再犯、知的障害者の再犯、それから老人の再犯、結局、そういう人は出てすぐまた戻ってくるんですよ。これから先、そういう方の収容施設になってくるとい話がテレビでやりましたよ。結局、社会に出ても雇用がない。先ほど、細田議員が最初に言いました、働いて収入を得て云々というところが社会で保証されてないんですよ。体制もないんですよ。

一番ひどいのが、この前のアスペルガー症候群の、いわゆる犯罪を犯した、その人に対する裁判所の判決ですよ。アスペルガー症候群に対応できる受け皿が何ら用意されてないと、再犯の恐れが強く、許される限り刑務所へ長く収容する必要がある。こういうのが裁判の要旨に出てくるんですよ、判決の。ですから、やっぱり軽い方の就労支援をちゃんとやっていくというのは、それは国の責任かもしれませんが、例えば平生町としてはどう取り組んでいくのか、担当はどこなのか、これをお聞きしたいと思うんですけどね。

それと3点目、法律をつくった場合には、どうしても抜け穴っていうか、落ちたところがあるんですよ。障害者は18歳までは基本的には児童福祉法で面倒見られる。18歳から65歳までは障害者自立支援法です。65歳を超えたら介護保険です。こういう基本的な仕組みがあるんですがね。確かに、障害者でも加齢をしてきますから、18歳までの児童福祉法の考え方はそれで尊重される。加齢で、普通の方と同じように、加齢でいろんなことが起きるとい場合、それは介護保険でいいと思いますが、肢体が不自由な方、障害者、この人はね、高齢じゃなくてもいろんな介護が必要になってくるんですよ。

ところがね、自立支援法では、この介護費用の負担、地域での活動の生活の介護をする場合に、障害者自立支援法ができたときに、応益負担ということで1割負担しなさいということで、大変な反発が生まれて、国はいろいろな制度改正をして、基本的には、応益負担という考え方は変え

ないけど、1人1人によって応能負担にしようということで、実際上の運営を応能負担でやってきております。応能負担で。したがって今の肢体が不自由な方の介護の費用は、年収600万円以下までぐらいは、最高が1月9,300円です。介護負担の自己負担分が。それから、年収300万円以下でしたらゼロです。

ところがね、この方も年をとったら介護保険に移ってくるんですよ。だから、いろんな障害もありますから、加齢によって障害が介護になったのは、それはそれでいいと思うんですが、肢体不自由の場合は、もともと加齢によるものではなくて、特に、筋肉疾患の肢体不自由なんかは進行もしますし、これは、介護保険の制度でしたら、いわゆる要支援1から始まりまして、ゼロの人は4,900円になります。要介護5になると3万5,000円負担するんですよ。だから、自立支援法でも、所得の高い人は最高3万7,200円、これはほとんど存在しないですよ。いわゆる身体障害者と、収入を見るのは家族ですから。

ですから、加齢によって障害が起きない身体障害者で、65歳になったら移っていくが、それまで自立支援法でやったら、ゼロか9,300円ですかね。9,300円だったのがいきなり2万円とか3万円とかの負担を払わなくてはならないというぐあいになる仕組みなんですよ。

最初申しましたように、法律つくったときに、全部を網羅するというのは、それは簡単じゃないかもしれません。こういう問題が起きておるんですが、この点についてのお考えも聞いておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の合理的配慮の推進に関連をして、学校のトイレの関係、教育長のほうから答弁があると思います。

本町の場合も、障がい者福祉基本計画、策定をして今、取り組んでおりますし、基本は共生社会の実現を目指して、しっかりこういった合理的な配慮を推進をしていこう。そのために、生活環境の分野でいろんなバリアがあるものは、バリアフリー化を進めていきたいと思います。こういうことの延長線上に段差の解消、身障者トイレの設置等々が位置づけられていくんだと思っております。

今、かなり、多目的トイレに変更されてきておって、実際の障害者が本当に利用するときに、身体障害者が使えないというようなケースというのは、最近、議員も今、経験をされたということですが、私がかたま新聞を見てたら、投書欄に、もとの障害者の、今はいろいろあってほかの方が使われるんで、もとの障害者専用トイレに戻してほしいというような投書も、中にはありましたけれども、やっぱり、そういう状況に今日なってるのかなあと。というのは、状況は大体理解しております。ただ、少なくとも本町の公共施設で、今それぞれ2カ所は、オストメイトと一緒に供用がありますけれども、あとはそれぞれ対応させていただいておるところで、そうい

う混雑が生じて使いにくかったというようなところの苦情といいますが、そういうやつはまだ受けとめておりませんが、あるべき姿とすれば、今もあったように、それぞれマナーの向上と、数をふやすということになるんでしょうけれども、我々のところではしっかり、そういった皆さんの使用の実態というものをしっかり把握をした上で、これから対応していきたいというふうに考えております。

それから、担当はどこかということでございます。バリアフリーなんか、道路なんかの段差の解消とかがあるんですが、基本的には、そういう場合は、所管は建設課が対応していきますけれども、障害者のこういった共生の社会理念に基づいて対応していく施策の展開とすれば、健康福祉課が当然関係してくるわけですから、これはさっきの話とまたダブリますが、健康福祉課なり建設課がしっかり連携をとってやっていただくと、十分連携をもって対応していただくということになろうと思っております。

それから、障害者の雇用の問題についても、基本的には、政策的には、健康福祉課がそういった政策を「こういう形でいきましょう」と、それは持ちますが、こういう基本計画を策定しますから。ただ、現実の施策の展開については、それは経済課が対応をしたり、建設課が対応して事業課が対応していかざるを得ない部分もありますから、これはこれでしっかり連携をとらして進めていきたいというふうに考えております。

それから、三つ目の障害者福祉サービスと介護との関係です。

これ、今回の総合支援法ができるということで、この辺がずっとすんなりいくのかなということで、我々もある意味じゃ期待をしていた部分あるんですが、なかなかそうになっておりませんで、それぞれ、制度間でこういったはざまにある部分というのが出てきとると思うんです。依然として3万7,200円、この基準がまだ残っておるもんですから、法的にはどうしても、今、うちだけがこうしましょうというわけにいきませんが、これが残ってくる、こういう状況の中で、利用者の負担の面で、そういう制度から制度へ、ずうっとすんなり移行できない部分が今、確かに生じてるんだろうと思います。

いろいろ、こういった制度間における問題点というのは、ほかにもあるのかもしれませんが、十分こういった声を踏まえて、こちら辺はまだ今から、いろいろ今回もまた、自立支援法の、言ってみれば改正みたいな形で来ておりますから、さらにまた、これ関係先に要望していかなくやいけない、こういう声があるよということで、対応していかなくやいけない課題だというふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほどの平生小学校のトイレのことでお答えを申し上げたいと思います。

確かに、建設のときには「だれでもトイレ」という設計図面にそういった名称が書かれて建築に当たってまいりました。現在、表示については、平生小学校の1階、2階とも、「どなたでもご利用できます」というような書き方をしております。ただ、1階のトイレについては、ちょうど正門から入ってすぐのところ、1階の一角については、地域へ開放していく部屋だという形での位置づけでございますから、夜間利用できるようにと。そのために、シャッターも用意して、教室のほうには移動できないというような形でつくってはおりますが、そのそばにトイレを設けております。ここに男女のマークをつけて、健常者でも利用できるというような、特殊な事情があってそのようにしておるんですけど、実際に「どなたでもご利用できます」とは書いておきながらも、やはり車椅子のマーク、あるいはまた妊婦のマーク、そういった絵にかいてある方々が利用するものであって、一般健常者が利用するものじゃないというふうな解釈を私自身はおるんですが、学校という特殊な環境と言いますか、一定の条件と言いますか、そういう中で不特定多数の者が利用するわけでもありません。学校を利用する方々が使っておられるということで、そういった使えなかったという苦情は、今まで教育委員会のほうに届いているわけでもございませんけど、本当に「数をふやしたら」というお話ございましたように、数が多ければこういった問題はないんでしょうけど、学校建設の際の予算の問題とか面積の問題、そういったもので、やはり多目的トイレにせざるを得なかったというような事情もございます。しかしながら、今後の利用に当たっては、やはり身障者に配慮した利用となるよう、そこは十分注意をしていかなければいけませんし、児童生徒に対しても、福祉教育という面で、何がしかの教育というものはしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 合理的配慮の推進については、最近よく言われるようになってきて、ずっと以前にも差別の問題も取り上げましたけど、どうしても、障害者に対する理解の不足を感じるんですよ。じゃから、障害者が不自由なのは、個人の責任じゃなくて社会の側に責任があるんだよと、そこまで書いてきたんですよ。それでもね、あんまり大きな、責めるわけじゃない、一生懸命やって、私が調査する段階で出た言葉なんでしょうけど、「障害者だけ特別にすることはないじゃないか」とか「障害者だって、トイレだって待っときゃいいじゃないか。みんなトイレ入るの待ちよるのに」と、こういう話が出てきたんですよ。障害者だけ特別にしてくださいというんじゃなくて、普通の人間と同じようにしてくださいということだと、そういう話をしました。その後も出てきまして、「トイレ待っちょきゃいいじゃ」という話ですが、「あなたの表現に怒りを感じるね」ということを若干言い返したんですがね。やっぱりね、大体福祉を担当する人が、そういう程度の発言をする状況にあると思うんですよ。その人を責めるんじゃないですよ。全体としての状況がね。この調査をする段階での私が出会ったことなんですが

ね。

その合理的配慮の推進点についても、どれだけ理解をされて、この冊子をつくって、どれだけ今やっておられるのかという点について、若干の疑問。一生懸命やってるのはよくわかるんですよ。私自身もいろいろと感謝をしておる面もあります。そういう点では、もう一遍ちょっと考え直してほしいし、特に、児童についてはよくそういった点を、「誰でも使えるんじゃないか」ということになってくると、やっぱりそれは、弱い者は追い込まれますよ。駐車場は典型ですがね。駐車場は障害者の駐車場がなかったら、一番遠くの、多分、ほかの人が車でとめないであろうという予測するとこまで行くとめなきゃいけんのですよ。へりにとまったら、また乗り降りできなくなる。そういったことをなかなか御理解いただけたんですがね。「あいちよるからええじゃないか」という議論をしたら、これはもう、合理的配慮の推進なんていう言葉は死語になってしまいますから、よろしくお願いします。

それと、誰が推進するかという問題、また各課連携してという言葉が出てきましたけど、例えば、健康福祉課のほうから「道路のバリアフリーを進めてください」という予算要求は出ないでしょう。その計画は誰がつくって誰が進めるんですか。前にあそこの、西浜のところの縁石とってくださいという一般質問しましたけどね、それは健康福祉課が発案して予算要求するんですか。その政策の意思決定はどこがするんですか。各課連携してと言うけど、起案はどこがするんですか。それは就労支援についてもそうです。各課連携してというのが、一番いいように見えますけど、進まない答弁なんですよ。こういうとこ、ちょっとお考えを聞いておきたいと思います。

それと、ちょっと一番困ったことは、介護保険はみんな同じように加齢をしていくから、加齢で介護が必要だと言うから、社会で見ましようということで決めました。特に私は、身体障害者の集っていいいますかね、特に、筋肉疾患、ミオパシーと言われ、前にも言いました、筋肉疾患の患者の会の集まりによく行くんですが、広島で年に1回総会もありまして、日本中の第一線で研究しておられるお医者さんが来て、記念講演も毎年のように聞きます。患者少ないんですがね。これは、大体、筋肉疾患というのは段々進行していくんですよ。ですから、会合でも段々事が重くなって、もう参加できなくなったとか、「いや、あれは進行して亡くなっちゃった」とか、だから、こういう方が筋肉疾患の場合多いんですよ。その人が家で生活しようと思ったら、みんなやっぱり介護せんといけん。

それで今、自立支援法で介護をして、いわゆる応能負担じゃなくて、応益負担で9,300円となっている。それが突然、64から5になったばかりに、例は少ないんですよ、ちょうど移る人間というのはそんなにおるわけじゃないですからね。でも、それはもう3万円とか、ゼロだった人が3万円とか払わないけんようになる。この制度の仕組みは、今まで説明せんと担当者も御存じなかったですよ。そこが困るんですよ。ちょっと私も、自立支援法がまだ民主党政権で、

もう廃止して変えていくと言うから、期待をしておったんですが、結局、そのままずるずるってなって、こういう盲点ができてるんですよ。

これ、どういう場でどうしていくかというのは、「じゃあ、あんた言ったらいいじゃないか」という話なのかもしれませんが、町長としては、どういうぐあいに取り上げていくつもりでおられますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） さっきの担当の、各課協力してでございますが、基本的な方針の、こういうふうにしましょうということの方針は、これは担当、健康福祉。具体的な事業については、予算の絡みが出てくる分は、これは、例えば建設課とかですね、そちらが起案をして事業をやっていくという形になります。方針決定はあくまでも健康福祉と。特に、障害者の関係にかかわる施策の展開については、そういうことになるかと思えます。

それから、介護保険、介護サービスが優先をするということで、こういう結果になっておるんですが、御指摘のように、これからこういう、現実にこういう制度の運用に当たってはこういう問題が出ておりますよというようなことを含めて、これはもう、国、県含めて、機会を見て取り上げていきたいなど。話を、こういう要望が出ておりますということで伝えていきたいというふうに思っております。私が法律を変えてから「こういうふうにします」というわけにまいりませんので、その点は御了解をお願いしたいと思います。

.....
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、質問をさせていただきます。

一つとして、第四次平生町総合計画について。これ今、朝からずっと質問された方も、みんな最終的にはこれに当てはまると思いますので、町長、よろしくをお願いします。

1番目として、平生町のまちづくり及び活性化について。

第四次平生町総合計画の基本構想である平生町が目指すべき町の将来像である「人とまちきずなでつなく元気な平生」と言われていますが、第三次平生町総合計画の将来像の中で「未来をひらき人もまちもいきいき輝く平生」と、それほど基本構想は変わらないと思いますが、町長の将来像の実現に向けての考え及びこれから平生町の活性化についての考え、それぞれ目標、計画があれば伺いたします。

それと2点目として、2カ年間の平生町総合計画の実績について。

基本計画に示された施策の52件の完了事業、継続している事業、見直した事業、手つかずの事業、それぞれの件数及びその評価についても伺いたします。ということで、これら2点について、町長の考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第四次総合計画に関連をいたしまして、最初の将来像の実現に向けての町長の考え方ということでございます。

総合計画につきましては、町の最上位計画ということになりますし、基本構想、基本計画、そして実施計画、この三階構想といいますが、で構成をして実施をしていくということになっております。

今御指摘のように、将来像を「人とまちきずなでつなぐ元気な平生」ということで、この大きな将来像に向けて、五つの基本目標を御承知のように掲げております。その五つの基本目標のもとに11の基本政策、そして52の各施策ということで、体系的に整理をさしていただいておりますし、52の施策につきましては、具体的な事務事業を明示をして、計画書の附属資料で御承知のように現状値と、それから5年後の目標値、こういうものを掲げさしていただいております。その基本的な計画と、それから実施計画、これは3年間を計画期間として策定し、公表をさしていただいております。議員の皆さんにも配布をさしていただいておりますし、こうしたそれぞれ基本計画並びに実施計画、こういうものをしっかり大きな構想のもとにつくって、この将来像の実現に向けての考え方ということでありますが、この総合計画に掲げておりますように、こうした計画や実施計画、こういうものを着実にこれから実践をしていくということによって、これから大きな将来像に向けての取り組みを進めていけるものというふうに考えております。

特に、情勢というのは変化をしまいたしますから、それぞれ点検をしながら、ローリングをしながら、そこら辺の修正等はかけていながら、実施計画につきましては、それぞれの予算に反映をさしていくということで取り組みを進めさしていただいております。そういうことを積み重ねていくことによって、将来像の実現につながっていくものというふうに判断をいたしております。

それから、先ほど言いました52の施策がございますが、その52の施策の中で完了した事業、継続している事業、見直した事業、手つかずの事業、それぞれ事業の件数と評価についてということの御質問でございますが、これ、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思っております。

平生町総合計画の23、24年度2カ年の実績ということで、御質問で、基本計画に示された52の施策のうち完了、継続、見直し、未着手、それぞれの事業数とその評価でございます。

第四次の総合計画につきましては、御指摘のように、施策体系として52項目に整理をいたしております。その52項目にそれぞれ具体的な事務事業をぶら下げておまして、実施計画書を作成をいたしております。この52の施策の中には、総合計画書に具体的な事業を掲載してない

分ございまして、個別の事務事業におきましては終了しているものもございまして、52の施策そのものがすべて終了するものではございません。

今回の四次の計画におきましては、具体的に実施します事務事業を、3カ年を期間とする実施計画書を毎年度、作成いたすこととしており、このうち、23年度の実施計画書に記載してあります105の事業につきましては、新規に取り組みを開始したものを含めると、87の事業に着手しております。18事業につきましては未着手となっております、取り組みが完了した事業はございませんで、87の事業はすべて継続実施中でございます。

そして、さらに今年度平成24年度に作成いたしました実施計画書におきましては、掲載する事業見直しをいたしまして、国や県の制度により義務的に実施する、町に裁量権のない事業等を対象外とする一方で、平成24年度から取り組みを開始する事業を加えるなどをいたしまして、対象事業の変更を行っております、掲載した事業数は110となっております。したがって、一部対象となる事業は異なっておりますが、これらの現時点におきます状況について、御質問の完了、継続、見直し、未着手、それに基づいて内訳をお答えいたしたいと思っております。

まず、23年度計画書に掲載しておりました未着手の18の事務事業のうち、今年度に取り組みを開始したものは9事業ありますので、現時点におけます未着手の事業は9事業となっております。今年度の計画書の110の事業のうち、9事業ということになりますので、約1割弱については、取り組みを早急に開始する必要があると考えております。

見直し事業といたしましては、先ほどの9事業については、協議検討の上、取り組みを開始したものでありまして、また、24年度からの純粋な新規事業も、現下の状況を勘案し、必要と判断し、実施するものでありますので、この事業数が12事業ありますので、見直し事業が21事業となっております。したがって、完了事業はございませんので、継続事業が80事業となるものであります。

今年度、事業開始をしたものにつきましては、事業完了に至っておりませんので、評価することは困難ではございますが、平成23年度におきます実施事業につきましては、平成23年度決算の附属資料において、主要施策の成果ということで報告をいたしておりますとおり、着実に進んでいるものと考えております。今後におきましても、事務事業評価書等により点検や、状況に応じた見直しを行いまして、未着手の事業の早期実施とあわせまして、継続事業につきましても、前期の基本計画の計画期間であります平成27年度の目標を達成できますよう、鋭意取り組みを進めてまいりますのでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、町長の将来像ということは、52施策、こういう

事業ができれば将来像はオーケーということですね。それで、今の基本事業に関しても、52施策の中で110、倍以上の事業をやっているということですね。そういうあれでいいんですね。

それと、平生町の活性化のことでちょっと聞きたいんですよ。

平生町の商業施設、メガマートの撤退ね。あれ僕、何年に撤退したか、はっきりわからないんですけど、撤退した後、その他の業者がなかなか進出してこない。極端に言うたら、ああいう平生町の商業施設の中で3分の1は閉まった状態ですね。これは何年続いとるか、僕もはっきりわかりませんが、これに対して、恐らく何か対策はやられたと思いますけど、その対策及び行動を本当にしているのか。これをやったら、平生町の活性化も1日も早い活性化になるんですよ。要するに、あそこのあれだけの広い商業施設で3分の1が閉まっているということ自体が、やはりよそから来た人は、あんまりいいあれはしないと思います。ということで、本当に実現できる対策をやってもらわないことには、この商業施設の活性化、平生町の活性化は、もう待たないかなんですよ。幾ら、この四次総合計画をやりよっても、平生の活性化は10年後のことですからね。ということで、これを1日も早く取り組んでもらいたいんですよ。

私なりに一応考えたのは、単純にあそこのメガマート、極端に言うたら、固定資産税、恐らく町にくれてるはずですね。ただ、それだけの固定資産税で、町がそれを借りて、家賃という格好で町が払って町が管理して、それをフリーマーケットのような格好で、中をちょっとテーブルぐらいして、完全にフリーマーケット、マーケットすれば、1日500円ぐらいを取って、そういうのができないかなあと、これは僕の考えです。だから、そういう発想もあっていいと思います。やはり、何でもそうだけでも、考える、あれじゃなしで、本当行動するのが先なんですよ。やってみて、だめやったらだめで、そういうのはちゃんときちんとして、それを踏まえて次の行動を起こせばいいんじゃないから、何もやらないで机の上の計算計算、「ああ、だめやった、だめやった」それやったら、ずーっとこれがそのまま尾を引いて、それで終わります、はっきり言って。これが1点と。

それで今、基本政策どうじゃこうじゃ言われましたけど、あれを最終的に、毎年弾力的に見直すじゃ、どうじゃこうじゃ言われていますけど、その分を、極端に言うたら、いつごろこれを見直してるのかな。来年度予算やったら、もう今ごろから本当に見直しているのか、そういうように予算をとるために見直す、そして、今さっき継続は80どうじゃこうじゃ言われましたけど、継続するためにも、やはり予算がいろいろ、また恐らく要るわけでしょう。だから、そういうのをね、単純に総合というか、一番大元で考えているのか、それとも各課からそういうように提案が来て、それをまとめて、来年度の予算に向けて発しているのか。だから、そういうのを大体いつごろ、予算的に見直してるのか、そういうのをちょっと、わかれば教えてください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2点御質問で、最初の平生町のまちづくり活性化に関連をして、商業施設メガマートの跡地の活用ということで御質問です。メガマートの平生店が平成22年6月30日に閉店、2年半が経過をしております。運営会社も、当時はロック開発株式会社からイオンタウン、これは、イオン100%完全子会社のイオンタウン株式会社にかわっております。昨年の暮れだったと思いますが、私のほうから、何とかしなきゃいけない、出店の要望ということで、「本社のほうへ出向いて行きたいので日程を知らしてくれ」ということで連絡をとりました。そしたら、向こうのほうから「いや、それはこちらから行くから」ということで、イオンの西日本マネージャーが来庁されまして、いろいろ経緯、取り組み状況について説明を受けました。何せ、該当の床面積が4,500平米、大変大きな面積でありまして、いろいろ家電、生活雑貨、スポーツ用品、ディスカウントショップ、リサイクル、衣料等、いろんな業者と今、交渉をしておるんだという話でありましたが、具体的な出店の見込みは今は立ってる状況ではない。引き続いて、イオンとしても、自分のいわゆる企業経営の観点からも何とかしたいということで、今も現実に、担当の方を含めていろいろ検討が進められているというふうに聞いております。また、近いうちにいろいろ連絡も入ってくると思いますので、また、状況がわかれば御報告をしたいというふうに思っておりますし、しっかりこちらからは、出店の要請を続けていきたいというふうに考えております。

それから、計画と予算の編成との関連でございますが、総合政策課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思っております。

予算編成と実施計画書の見直しの関係についてでございます。毎年度の予算編成に当たりましては、基本計画に示されております施策を具現化するために、国や県の動向、町の財政状況等を勘案の上、午前中、町長の冒頭の挨拶にもありましたように、11月中旬に予算編成方針を定めまして、各課がそれに基づきまして、12月下旬までに予算要求を行うという流れになっております。年が明けましたら副町長査定、町長査定を経て予算案を確定させることになっております。

その中で、予算要求の中で、実施計画の見直しを行っておりまして、実施計画書は、計画期間を3年として、毎年度見直しを行うということを基本としております。ローリング方式といまして、現状と計画のずれを埋めるために、施策や事業の見直しや、部分的な修正を毎年度、定期的に行っていくという手法で、より実効性を高めていくこととしております。この見直しは予算編成の時期にあわせて行っておりまして、新年度のスタートにあわせて毎年度、この新しい実施計画書を作成することになります。

現在、12月25日を締め切りといたしまして、25年度予算の予算要求書の提出を各課に依

頼をいたしております。あわせて事務事業評価書の見直しも行ってありまして、これらをすべて同時進行していく中で計画の見直しをし、より実効性を高め、実現するものをより多くしていくという流れで進めているところでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後2時20分からといたします。

午後2時05分休憩

午後2時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと3回目、ちょっと質問いたします。平生町の一応活性化のため、岩国錦帯橋空港の開港を利用して、近郊の市町村はそれぞれ地域のPRをしていますよね。極端に言ったら、これが大畠商工会議所、これが1市4町でPRしているんですけど。そして、それぞれ平生町で独自で、一応PRしているのか、単純にもう1市4町だけのPRのみか。

そして、一応施策の42で商工業の活性化、施策43の観光の活性化で、これらの今後の取り組みは、岩国基地民間空港の供用開始を視野に入れ、商工業や観光の活性化を推進すると言われてはいますが、開港はもうあすですよ。だから、それに対してそれぞれ平生町独自で何か取り上げたんか、それに対しての取り上げたその目標や、その実行があれば、一応お話を聞かせてください。

それと、さきの基本計画施策にしても、先ほど12月25日で予算どうだこうだ言われましたけど、その場合にそこで極端に言うたら、予算とるときに、こういう継続はこれだけのメリットがこうこうやからこういう継続、そういうのは文書的に何か言葉はつくんですかね。単純にやっているからもうそのまま継続でいく、それで継続するはするでいいんですけど、目標のために頑張るんじゃないけど、そのときのその時点のそれぞれの課の考えというのはあるんですか。

それと、これが27年度、5年間ということで目標施策いろいろたわわっていますけど、来年度でちょうど中間くらいですよ。恐らく27年度に向かって頑張られていると思いますが、その目標を達成する、今から可能性と聞かれてもそれは即返事はできないと思いますが、そういう答えが出れば教えてください。ということで、この2点に関してをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、これは余談なんですけど、一応こういうふうにいるんな住民から手紙が来たときはちょっと箇条書きを抜いて、前にも言うたと思いますけど、「財政難、きずな、元気で平生ふらふら、第四次次総合計画の2年目スタートが切られましたが、またもやお遊びのスピード感、改革

は言葉だけになってしまうじれったさを感じる」、こういう手紙がちゅうか、言葉が書かれているんですね。こういうことにならないように、その四次計画を一生懸命恐らく頑張っているとは思いますが、それ以上に皆さん、行政全員で一応頑張ってくださいということで、最後のちょっと質問にお答えよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 活性化に関連をして、空港が、いよいよ岩国錦帯橋空港が開港しますが、取り組みはどうかということでございます。基本的には、この近隣の市町と連携をして広域的な観光ルートを構築をして対応していくと。岩国の錦帯橋なり、宮島なり、それに対抗し得る観光資源が平生町にあるかと言えないです。広域でやっぱり連携をして、やっぱり魅力をどう発信をしていくかという、やっぱりこの辺の取り組みをしながら、その中で平生にどう誘導していくのか。

だから、こういったやっぱり発想で開港に向けての我々のアプローチをしていかないと、特に、じゃあここだけこれ観光資源があるからいらっしゃいというアプローチというのは、これは柳井を含めてこの地域が一緒に束になってかかっているかといかないと、早い話が。いう考え方で、その中で我々の特色、特性をどう生かしていくのかというのを考えております。

したがって、今はとにかく開港しますから、まずは利用促進ということで、この前から私もいろんな町内各企業を回って、ぜひこの利用を呼びかけて、一緒に、せっかくできた空港を、まずはしっかり定着をさせていこうと。搭乗率を確保していこうと。そのことによって、こちらからも利用するし、また向こうからも来てもらえるように、企業の関連の関係もできるだけここを使ってもらおうよということでの要望活動は、この前から2回、私も直接出向いて各企業にさせていただいております。

こういった対応あるいはまだ、要するにこの空港へのアクセス道の整備の問題等々含めて、この1市4町で共同して取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、来年度予算に絡んで、実施計画との関連で、先ほどから質問があります。各課の予算要望につきましては、この12月の、先ほど言いました25日を一応締め切りとして、もう既に編成方針は私のほうでこういう方針でいきますよというのは、11月の末に示させていただいて、それを踏まえて各課で予算の要望を、取りまとめを今やっております。

年が明けまして、副町長それから町長査定をやってまいります。ここでいろいろ計画なりあるいは副町長、町長の考え方と各課の課長、担当する職員等々と、この事業についてのやりとりを突っ込んでやります。どこまでじゃあ出とるが、この予算についてはどこまでじゃあどういう格好で、計画はどうなってやるんだというようなことで、かなりそこは予算に上げるか上げないかというせめぎ合いですから、そこはしっかり副町長なり町長の考え方というものを反映をさせて

いくということになると思っています。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） どうもありがとうございました。それで、2点目として、住民との協働の推進について。

一、コミュニティ活動支援強化について、お伺いいたします。「自治会の活動、基盤強化と活性化を支援する制度、組織の再編や地域間で支え合う仕組みづくりの構築を図ります。」とあります。その考え及び取り組みをお伺いいたします。

そして、2点目として、「主体的にまちづくりの活動に取り組む意欲のある活動団体に対して、その活動内容などに応じた適切な行政支援を行い、公共サービスの新たな担い手として、地域の課題に的確に対応できる制度の構築を図ります。」とありますが、その考えや取り組みをお伺いいたします。

これらの2点、よろしくお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） コミュニティ活動の支援強化について、ということで、これの総合計画の協働のまちづくりの基本政策にかかわる部分で、住民との協働の推進の施策に関連をして今、コミュニティの活動支援強化についてのテーマが、今示されたところです。

そこにもありますように、コミュニティの活動支援強化ということで、自治会活動費の補助、コミュニティ施設の充実、コミュニティ機能のあり方指針づくり、まちづくり条例の制定等々ここに掲げて、具体的な施策として掲げておりますが、一番基本的な考え方、これコミュニティの支援活動強化の基本的な考え方なり取り組みはどうかということですから、一番ベースになるのは、ここのまちづくり条例、今回も提案をさせていただきましたけれども、協働のまちづくり条例、これが本町のこうしたコミュニティの活動支援強化の一番ベースになるというふうに思っております。

もちろん、当然町民と行政、お互いにしっかりそこら辺の協働のまちづくりを進めていく、そのためには、町の職員みずからも本当に問題意識をしっかり持って、住民との信頼関係をつくり上げていく、総理解と情報を共有する中で、まちづくりを進めていくということが大変大事だというふうに思っております。

同時に、こうした協働のまちづくりを推進をしていく、今回も出ておりますが、まちづくり条例の第10条にかかわる部分です。これがこの条例のポイントになるわけですが、協働のまちづくりを推進していく地域づくりを主体的に推進、運営していく推進組織をつくり上げていく、このことがこれからの地域課題を解決していく上での一つの大きな役割を果たしていくことにもなるというふうに思っておりますので、そのことにこれから具体的な取り組みを展開をしていくと

いうことになるかと思えます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 地域コミュニティの活動支援について、今、まちづくり条例やその地域づくりどうじゃこうじゃ言われましたけど、極端に言ったら、コミュニティ、その地域づくりとしても基本は自治会なんですよね。それで、先ほどからいろいろ質問されてあれしたんだけど、最終的に村中議員も言われた農業も高齢化になってきていると。ということで、今現状で各自治会も少子高齢化で、人口減少などで自治会の基盤、機能が衰退しているんですよ。

だから、基本になるのは自治会なんです、何でも。まちづくり条例があったからといってうまくいくわけじゃないんだから、その下の自治会がしっかりしておらん限りは。だから、その自治会に対してこういう小規模、いろんな基盤が弱くなっている自治会に対して、そういう再編やいろいろそういう指導は行われているのか。単純にこれ例に挙げてみたら、田布施と平生と比較したら人口は平生が多い、ごめんなさい、人口は田布施が3,000人ほど多い、そして世帯数も1,300ほど田布施が多い、自治会に関しては平生が72多いです。

それは、大きくすればいいんじゃないけど、そういう意味でやっぱり自治会の基盤を強化することを、やっぱり考えなければいけないわけですね。そして、いろいろ先ほどから、僕もまた手紙どうじゃこうじゃ言いましたけど、極端に言うたら、自治会の、例として自治会長の73人のうちが、73人おって65歳以上が24人と年寄りが33%、そして清掃活動も一つもせんと、そして避難訓練もしないと、それで各種イベントにも参加しない、そして死んだ自治会と、いろいろ書いたような文書が来るんですよ。だから、みんなその自治会もいろいろ困っているんです。はっきり言ってね。だから、田布施のように細かくすればいいというものじゃないんじゃないけど、そういうような考えが一応あるんかね。そういう指導をしてるんか。

それと、もう1件はまちづくりに意欲のある、さっき、はっきり答えられたかどうかわかりませんが、活動団体がもしありましたら、そういう活動団体には行政的な支援をするといういろいろとうていいますね。実際にそれがあつたんか。あつたらどのような、行政支援をしたのか。

それで新たな担い手として地域の課題に的確に対応できる制度を築きますとしてありますけど、その新たな担い手としてそういう人を発掘したんか。そういうのをちょっと具体的にお聞かせください。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町政運営の上で自治会が一番基本になって、自治会の基盤強化ということが大変大事だという御指摘はごもっともだと思います。自治会によって、どういう内容の手紙がいったのかわかりませんが、自治会にはいろいろ私はあると思います。一生懸命取り組んでいただいておりますし、そうでないところもあるかと思います。そうした中で、自治

会が本当に機能が果たしていけるように、しっかり我々もバックアップをしていくと、これはもう基本です。

自治会の、小さい自治会はもっと再編したらどうかと。そこら辺の指導はどうしよるか、こういう今御質問でございました。今、自治会の基盤強化、自治会活動の促進につながるよということ、平生町自治会活動費交付要綱、基準の改正を22年の4月に改正をしました。その中で、自治会の統合費の助成、自治会の統合に向けた取り組みを支援する、これは助成をしましょうということの一つ。

それから、地域お助け隊支援事業、自治会でもなかなか草刈りとかも高齢化で、なかなか困難なところ、行事をやるにも困難なところは、他の自治会等からもお互いに地域で支えあおうということで、地域の全体の取り組みとして自治会相互の連携、協力を促進していこうというような趣旨でこうした支援事業も行ってあります。

そのほかの指導という面からいえば、それぞれ町のほうから出前講座ということで出向いていて、自治会連合会あるいは自治会の統合基盤強化等に向けてのいろんな話をさせていただいております。いろんなまちづくりに向けての、今もそうですが、各ボランティアグループ等で一生懸命頑張ってもらっていて、福祉の分野から地域福祉から、さらには防災防犯、青少年健全育成、いろんな分野で本当に意欲を持って頑張ってもらっている活動団体もたくさんあります。以前はこうした各グループで申し込みをしてもらおうということで地域の力発揮事業、これをやってまいりました。これは約30件くらい採択をしたと思いますが、それぞれの財政支援をしてやってきた経緯もあります。

こういった活動がしっかりと地域に定着をしていくように、また地域でしっかりそれを支えていけるよということもあって、今回の条例につながっているよことの御理解をお願いしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、一応、まちづくりに意欲のある活動団体ということはあるということですね。

それと、一応先ほど自治会のことをいろいろ僕自身も、町長も答えられましたけど、今補助金と言われましたけど、その補助金を実際に連携して、草、いろんなそれが本当に、利用している自治会が本当にあるんか。ただ一応こういう補助金ありますよと。だから、あるだけでそれを極端に言ったら、使われていなかったら意味がないと思います。

それで、最終的にこのいろんな施策の中で自治会連合会数を平成21年の2団体から目標値が7団体としてありますよね。ということは、各地区7つに全部こういう連合体をつくるという意味ですね。だから、これが一番手っ取り早いんですね。これを早急にやってみて、7地区で

それぞれそういう地域のことをいろいろ話せるんですよ。今は、恐らく曾根と佐賀くらいがあるだろうと思いますが、そういうのはもう最終的の全部こういう連合体ができたなら、その場でお前のところは自治会、次草刈り行こうかと、そういう連携ができるんですよ。

だから、それが本当に向けてそういうふう発信しておるんか。ただ補助金がありますよと言っても、その使い道も知らん、使い方もわからん、そして隣の自治会ともそういう信頼関係もない、そういうことやったら一切あってもないと同じなんですよ。だから、一応こういう27年度に目標7団体と上げておるんなら、これを早急に連合体をつくってそういう自治会をそういうまとめる方向で、自治会を一つになれということじゃないんですよ。という連合体になったら、そういうグループで話せるということですので、だからそういうのをどういう考えをしておるんか。それで、これを早急に僕自身としたらやってもらいたいですけど、そういうお考えちょっと聞かせて最後の質問といたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） まず、1点目の今までのそういった活動団体の支援等があるのかどうかということだと思いますが、22年、先ほど町長が申しましたとおり22年の4月から自治会に対しての拡充の事業を創設、取り組みました。基本的には、自治会活動の交付金事業がございまして、それにプラスする拡充事業ということで、この拡充事業も自治会のアンケートまた行政協力員会議、そういう方々からいろんな意見をいただいて創設をさせていただいた事業でございます。そういったことで取り組みをさせていただきまして、今実績といたしましては例えば自治会の統合、拡充事業の中の自治会の統合費用助成事業については、自治会同士が統合したのが1件ほどございます。この補助金を出しております。

また、その他自治会連合会の設立の支援事業、先ほど言われましたように曾根と佐賀、2件ございます。また、地域お助け隊支援事業も1件交付をさせていただきました。また、その他環境衛生事業、例えば溝の泥を上げたり、そういった用具の環境整備事業のものの助成が2件、それとその他、先ほど言いました会報等のそういった発行されておられるものについても助成もさせていただいて、これもかなりの件数ございますが、そういった事例がございます。今後ともそういった取り組みをしていきたいと思っております。

また、もう一つの連合会の考え、まとめの方向でやっているのかということで、確かに総合計画の目標値は7団体、これは今の各公民館単位での数でございます。ということで、目標はやはり7団体でやっていきたいというふうにも思っておりますし、先ほど言いましたようにそういった交付金事業、助成事業もございますので、今後とも行政協力員会議等々でお話をさせていただ

いて、いろんな相談にはこちらから対応させていただきます。自治会の担当窓口、また自治会の担当職員もおりますということで、行政協力員会議のほうでもるる説明、お願いをさせていただいておるところでございますが、基本は、自治会はいわゆる任意団体でございますので、そういった取り組みが出てきたらいいということではございますが、先ほど言いましたように行政も一緒になって、設立の方向で今後とも啓発、取り組んでいきたいと、また地域に入って対応もさせていただきたいということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 町長の行政報告ですが、私、山口新聞をよく見ております。そこで、町長の県内の各、いわゆる首長の動向が出ておりますが、山田町長のことについて10月29日から11月の2日まで町政業務で東京という記事が出ておりました。町民、私もそうですが、町長が東京で平生町のために5日間も頑張っておられるんだなというぐあい思ったところですが、行政報告でどういう行政の報告があるかなと期待をしておったんですが、何も触れられません。何か報告することがあればお願いをしたいと思います。

それから、教育長の行政報告の中で、中学校の教育施設の破損の問題についての報告がございましたが、教育委員会としては、このことについてどういう議論をされたか。もし差し支えがなければ御報告していただきたいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 10月29日から11月2日、2日にはもう帰っておりましたけれども、東京での議員の当時のOB会の開催とエコフェアの開催で尽力しておるということで、ぜひ見てほしいという要望がございまして、そのエコフェアに参加をさせていただきました。これは、このジャカルタで開催でございました。それが、東京往復が入っておりますから、日程的に10月の29日から2日までということでございます。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 中学校の事件2件につきまして判明した時点で、すぐ教育委員にも連絡を入れております。そのときに、やはり現場を確認をされた教育委員さんもいらっしゃいますし、ちょうど運動会あるいは文化祭の前でございましたから、事務局を預かる私のほうに遺漏のない対応をということで指示を受け、そしてまたそれに基づいて職員が早急に対応してくれたという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、東京で町政用務という表現で5日間出ておりましたから、そうするとやっぱ若干町民にも誤解を与えますので、毎週議員のところには予定が送ってきます。これにも、ちゃんとむしろ書いてほしいんですよね。そのほうが、町政用務というのが最近でもあるんですよ。11月の20日、多分これは全国町村長大会に東京に移動された日だと思う。この日も町政用務と書いてあるんですよね。町政用務で東京というのは、いろいろと情報を受けた側からすれば、想像の範囲になってしまうと。もっとちゃんとされたほうがいいんじゃないか。

それと、特に海外に出られる場合は、それなりの今度はいくつかの手續きもございますから、権限の問題だとかそういうこともありますし、少なくとも議会の長に相談をしてみるとか、いろんな手續きが必要じゃないかとも思いました。されたかもしれませんが、国内とは全然状況が違いますので、今後の場合は、必要なやっぱ対応はされて、いや、されたかもしれませんが、されてなかったらしてほしいと思います。それは、それで終わりです。

教育長にお願いですがね、私、これ7月の21日の新聞なんですが、私は随分感銘を受けて、ノルウェーの88人人間が死んだテロ事件があったんですが、その犯罪者の裁判のことが記事に載っていました。最高刑が21年らしいですよ、何人殺しても。死刑がないですから。最高刑が。それで、死刑が復活するかせんかという議論の中での記事なんですが、結局東欧全体というか、北欧全体では、いわゆる犯罪者に対する寛容化政策といいますが、の推進で、こんな基本的な考え方が私は感動したんですが、いわゆる法務官、刑事司法の関係者の総意ということで、ほとんどの犯罪には三つの要因がありますと。幼年期の愛情の不足、成長時の教育の不足、そして現在の貧困、これが犯罪の大きな要因だと。ならば犯罪者に対して社会が行うべきことは、苦しみを与えることではなく、その不足を補うことです。これまで彼らは十分苦しんできたからです。ここに書いてある国の刑事司法全体として、いわゆる犯罪に対する寛容化政策というのが推進して犯罪数が減っているんですよね、実際に。

そういう点でも、私は中学校の子供、生徒を見て思ったんですが、やっぱ中学校の嫌いな生徒ができたんじゃないかなという、多分それは想像ですよ、誰がやったかわかりませんが、中学校に対する屈折した考えで育った子供ができたんだなということで、教育委員会としてもそういう角度からのやっぱ、いわゆる学校が嫌いになったという子は どうしてできたんだろうかという意味からの、それは犯罪者かどうかもわかりませんが、誰がやったかわかりませんが、そういう角度を私はやっぱ子供を育てる上で必要じゃないかと思っておりますから、教育委員会でどういう議論をされたのかということがちょっと関心があったんです。できましたら、こういったことも含めて議論をしてほしいと。これも要望です。

議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

議員（11番 平岡 正一君） はい。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） そこまで考えずに答弁をいたしましたけど、教育委員会の会議を開きましても、そういった考えといえますか、話題、議題になったのは事実でございますし、先ほどいじめの予防教育の研修に行ったというお話をしましたが、あわせて幼小中の連携、この教育についても研修をして帰ったところでございます。やはり、幼児期から中学を出るまで、あるいは高校に向けて12年間、15年間という教育の中で本当に子供たちを育てるところにスポットを当てようというのが、5人の教育委員の集まりの主なテーマでございます。ということで、今後の御支援をお願いいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出疑案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から、議案第8号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 一般会計補正予算の28ページ教育費、中学校費、学校管理費の工事請負費、防犯灯設置と特別教室等整備の内容について、先ほど詳細がなかったと思うので、詳細をお願いします。

議長（福田 洋明君） 福本教育次長。

教育委員会次長兼学校教育課長（福本 達弥君） お答えいたします。

まず、防犯灯設置工事でございますけれども、先ほど教育長が申しましたように、平生中学校での事件を受けまして、いろいろ警察のほうの指導もありまして、教育委員会の中で検討した結果、防犯カメラを設置するか、または防犯灯を設置するかということになりまして、学校の意見また教育委員会での意見を聞いた上で、防犯灯の設置となったものでございます。全部で12基を設置するものでございます。これは、夜間の自動点灯で人感センサーつき、人が近寄った場合に点灯するといった防犯灯でございます。これを12基設置するというので、体育館周辺、また校舎周辺に設置するものでございます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。

午後2時54分休憩

.....
午後2時55分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

教育委員会次長兼学校教育課長（福本 達弥君） 特別教室等の設備工事でございますけれども、今、平生小学校6年生に難聴の児童がおりまして、来年度中学校1年生になるということで、特別支援学級、難聴学級ということになりますけれども、平生中学校にはそういった、難聴ですから防音設備のある特別な教室が必要になります。そういうところで、平生中学校に新たにエアコンを設置したり、窓を閉めますのでエアコンを設置したり、防音サッシ、下には、床にはじゅうたんを敷いたり、そういった工事をするものでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ありがとうございます。もう1点は、同じく一般会計、31ページの簡易水道事業特別会計への繰出金と、簡易水道事業特別会計の7ページ、それに関連してのことが書いてあります。いろいろ出し入れ出し入れいろいろあって、これ経緯とか詳細ちゅうんですか、なぜこうなったかというのをわかりやすく説明していただけると助かります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 31ページの簡易水道事業費の繰出金でございますが、これにつきましては簡易水道事業、従来の簡易水道事業としての補助対象でやっておりましたが、今年度から全国防災の事業を取り入れることになりましたので、これにつきましては一般会計からの持ち出しが55%ということで、こちらの起債、一般会計で起債をいたしまして、簡水の特別会計で起債を落とすという操作による補正でございます。

全国防災につきましては、来年も続くというふうに聞いておったんですが、今年度単年度事業でございます、例の震災関係の予算がこっちに流れてきたということでございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ちょっと勉強不足であれなんですけど、新聞とかマスコミ報道でいろいろあったんですけど、こういう問題のない資金ちゅうか、あれなんですよね。取りざたされているようなもんじゃ……。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） お答えいたしたいと思います。

マスコミ等で、国の一般会計とは別に震災復興特別会計がございます。そちらで省庁の修繕に充てたりとかということが、問題になっておりましたが、それとは別に、震災復興特別会計予算の中に、全国防災にかかるもので、緊急防災減災事業というのがございます。そちらに補助分と

して公営企業にかかる事業、公営企業がいわゆる簡易水道でございまして、そちらの中の簡易水道統合事業のメニューに合致するという事で、国のほうで補助金の配分といいますか、割り当てがございまして、このたびのこういう同じ金を会計間を出し入れするという事になったわけでございます。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 4点ほどお尋ねをいたします。

まず、23ページ、漁港建設事業費。最初の説明のところで、水門の設計、入札減で消波ブロックをつくるということで、委託料と工事請負費を組み替えということはお聞きしたんですが、これどこの部分、どの程度を予想されているのかという、少し全体像をお知らせしていただきたいと思います。

それと、2点目に24ページの土木総務費、これハザードマップ委託料減額をされているんですよ。この減額が入札減なのかどうなのか。それと当初と比べて、少し減額の幅が大きいような気がするんですけど、鳴り物入りでやられた割には、この金額の減というのはどういうものなのかちょっと私、理解できませんで、少し詳細に減額の理由についてお尋ねをいたします。

それと、同じく24ページの道路橋梁維持費、最初の説明の中で、通年で4人体制を組んでいくとかっていうふうに、これ常時4人体制でこの金額なのか、それとも交代とか何かそういう1名の交代の4人の通年で道路維持の作業員の方、雇用の面とかで非常にいいことだとは思いますが、その辺の体制、仕組みのことについて、どういう体制でこういう予算組みなのかということをお尋ねをいたします。

それと、今し方も議論、28ページの外灯、防犯灯の件です。これ、12基ということで体育館周り、学校周辺ということですが、あの体育館の前の向井原のほうへ行く道と、玄関の前から十字になって、川筋をずっと曽根の奥のほうへ行く道、たしか私が通ってみるんですけど、暗いと思うんですけど、周辺じゃなくて、道路と体育館両方照らされるような形になるのかならないのか。あっこのことをちょっとお尋ねをいたします。

それと、今も2つのこと、警察の指導のほうからカメラか、いわゆる防犯灯どっちかというようなことを指導があったというふうに言われましたけれども、先ほどの平岡議員さんの教育長に対する質疑の中で、どういうふうにこの事件を考えるか。私もやはり子供たちが一番館とすべき学校を傷つけたということで非常にまずやられた、やった犯人という言い方がどうなのかわかりませんが、犯人のその心情を思うと非常に心が痛みます。その点で、今も教育委員会の中のどういうふうに検討されたかということをお聞きしたわけですが、要はこの際、私たち議員も先ほどファックスでお知らせをさせていただいたことも少し触れられましたが、せっかく

の議会でございますので、もう少しその後の経過ですね。

結局、あのときに私たち議員にはファックスでお知らせをいただきました。その後、町民の皆さん方に対しての事実、警察との絡み、また犯人との絡みもあって非常に微妙なデリケートな部分だとは思いますが、事実だけでももう少しやられたほうが、結局時間帯とかによっては町民の皆さん方、早朝に走っている、仕事の方もいらっしゃいますし、心がけられることは十分できると思うんですよ。

早朝に仕事をされているといえば、新聞配達とか牛乳配達とか。私友達に牛乳配達している者がおって、かなりそういうことに結構気をつけるよってというようなアドバイスをいただいたもので、今こういうふうにお話しているんですけど、やはり事実だけを知らせたほうが、より皆さん方の目が、結局さっきの抑止力ちゅう面では、1つの目よりも2つの目、2つ目より4目ということで、その後あったということは私たち言いましたけど、大体ほかの皆さん方、御存じないんじゃないかと思うんですよ。一部山口版の全国紙には載っていましたが、そういったやっぱり方策も考えられたほうがいいんじゃないかなというような気がしましたので。最後に言いました件は、私が思っていることをただ単にお話をさせていただいたというように思っていたとしても結構でございますので、そのことをお含みおきして質問をさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 23ページの漁港建設事業費の委託料でございますが、これにつきましては海岸保全事業の実施設計でございます、場所につきましては小森と浜田自治会の間、境界を流れております松本川の河口部の水門の実施設計でございます。これは入札減によりまして、減額ということでございまして、入札率が69%とかなり低額での入札でございましたので減額をさせていただいて、減額部分を工事請負費に回すというものでございます。

それと、24ページの土木総務費の委託料でございますが、これはハザードマップの精算に伴うものでございまして、当初関係業者から見積もりをいただいて予算組みをいたしておりましたが、実際発注いたしますと、これも大幅な減額といえますが、33%の請負率の入札結果によりまして、こういう補正をするようになっておりますが、内容的には当初と変わったものではございません。

それと、賃金でございますが、これは当初半年間4人体制でいこうと、2人は通年ということで予算組みをいたしておりましたが、かなり仕事量が多岐にわたりますので、これからも4人体制でいこうということで、当初予算に対する不足額を計上させていただいております。

議長（福田 洋明君） 福本教育次長。

教育委員会次長兼学校教育課長（福本 達弥君） 防犯灯の件でございますけれども、体育館に

ですね、今5基新たに新設することにしておりまして、町道側に新規で1基、それから体育館と普通教室棟の渡り廊下のところ、そこに1基。これは常夜灯ということで、夜間ずっとついておるといって考えておりますし、全部で24基、あと古いのが既設のが12基ほかにあります。そのうちの1基も、向井原に行く町道側に1基、柱についた分がありますので、現状よりは改善されるというふうに思います。古いほうはスイッチングですから自動点灯ではございませんので、こちら辺をスイッチを入れれば明るくなると思いますけれども、土日はちょっとスイッチを入れるわけにはいかないというふうに考えています。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 建設課のほうはわかりました。ありがとうございました。

今の学校の防犯灯なんですけど、最初は12基っていうふうに言われて、聞くほうもよく、どういったことが、言っていただくほうも聞いたことしか答えんよちゅうスタンスが非常に見えて、私は、今、非常になんか悲しいなつたです。子供のことを思って、一生懸命考えちゃってもらうのがなんかすみたくに思いましたので、感想をまず言って、せっかくそういうことがあって、学校の防犯も兼ねて、地域の防犯も兼ねてあそこを明るうしようというのに、古い12基があって、そのうちの1個はスイッチング、たまたま現場としては体育館のほうへ落書きがあったちゅうても学校、体育館じゃなくて学校全体をもっと住みよいところで地域の皆、そういうスタンスでいかにやいけんのじゃないですかね。この際、中途半端なことをされずに、予算を何で組まねなかったのか、基本的なスタンスを、その局所局所でやられるんじゃ今までだめだつていうふうに、私たちも議論をしてきたつもりなんですけど、どうして全体を考えて、もっと子供たちが通う学校へ、不安視をするようなことが起こり得ない抑止力なわけですよ。そういうスタンスで何で予算組みができなかったんか。基本的な予算の組み方、この補正お尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 非常にこの事件に関する予算措置については、悩んだところが事実でございます。警察のほうからは、防犯カメラの設置をとすることを強く言われましたが、やはり先ほど教育委員会の会議、協議ではどうですかというところで、実際には学校施設に防犯カメラ、あるいはまた幾ら照明といいますか、防犯灯設置といえども、そういったことで犯罪の場所であるということさらには強調するということが、どうなのであろうかというところが本当に非常に私ども苦慮したのは事実でございます。

結果的に中途半端という御指摘でございますが、確かにそういう実態ではあろうかとは思いますが、補正という予算的な措置の内容からして、必要最小限という形で考えた結果ということでございます。当然、事件後につきましては警察の介入等がございましたから、私どもとしては捜査といいますか、対応を側面的に見守る以外にはなかったわけでございますし、これからとい

いますか、本当にどういう姿がベストなものであるのかということについては、耐震の補強の工事等もこれから入ってまいります。そういったこと全体を含めて考えさせていただければというのが、今の正直な気持ちでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと勉強不足なのでお聞きします。10ページで、極端に言ったら、社会福祉補助金で地域ネットワークどうじゃこうじゃって補助金がありますよね、県の。それが単純に16ページの支出にきたら、総務費やいろんなこんな中にこう入っているんですけど、補助金というのはそういう使い方もいいわけですかね。単純に僕は、これ地域見守り隊のための補助金かと僕は思ったんですよ。県の支出金の10ページの分は、ここに地域見守りネットワーク整備強化事業費123万6,000円って書いてありますけど、それが単純に支出できたらそういう16ページの福祉のほう、社会福祉事業のほうに一応書いてありますけど、この中でこの地域見守り隊のネットワークもやられるということなんですか、ちょっとそれ、ちょっと今後の参考のためにお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 10ページの社会福祉費補助金、地域見守りネットワーク整備強化事業費123万6,000円、県補助金として歳入を組んでおります。これにつきましては、当初予算で単独事業として予算計上しておりました。それが、県のほうの予算がつくことになりましたので、当初単独予算で組んでおりましたものを、補助事業として今度対応するものでございます。

ちょっと内容を少し申し上げますと、最近ではひとり暮らしの高齢者、要援護者、そういった高齢者のみの世帯、そういった方がふえております。そのような中、地域のつながりの希薄化などの背景から高齢者の孤立などさまざまな地域課題が生じております。誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域の支え合いを構築していくことが求められております。具体的には町内4地区の、地区の社会福祉協議会や福祉の輪づくり推進委員会、そういった団体でふれあいサロン活動、あるいは給食活動、緊急連絡カードを作成して、ひとり暮らし高齢者や75歳以上の高齢者のみの世帯に配布という、そういった活動をされております。

したがって、歳出につきましては当初予算に計上しておるものでございます。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） ただいまの久保議員の御質問の中で、歳出のほうの16ページの補正額の財源内訳の中に、地域見守りネットワークの補助金123万6,000円が書いてあって、それに充当する事業が右側の節欄にはないと、これにつきましては予算書の作成上のものでありまして、いわゆる補助金につきましては、用途が限定されております。それで、この予算

書を作成するときに、この補正予算書の中央欄に特定財源っていう欄がございます。そこの国県支出金の中にこのたび歳入で123万6,000円がありましたので、計上をいたしております。新たに歳入がふえるということが、当初予算で一般財源を利用して予算措置をしておいたわけですから、一般財源が123万6,000円浮くわけです。その浮いたものもろもろが一般財源の552万6,000円という数字となって、こういうふうに予算書ができているものでございます。これは、予算書をつくる上でのきまりといいますか、そういうものでございます。内容につきましては、先ほど健康福祉課長が申し上げたとおりでございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応わかったような、わからんような。後で後ほどよく聞きますわ。単純にこの123万6,000円ということで一般財源のほうに回ったということですね。そういう捉えていければいいわけですね。済みません、後ほどゆっくり教えてください。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平生町参加と協働のまちづくり条例から議案第17号平生町水道法施行条例までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 議案第9号と議案第11号についてお尋ねをいたします。

まず、議案第9号平生町参加と協働のまちづくり条例なんですけれども、2点お尋ねをいたします。

まず、この条例なんですけれども、一人一人が主役の町とはいいいながら、現実には一人一人が言ったことというのは、なかなか今までもそうなんですけど、声が届かないというか、やはり団体とかグループ、みんな地域で利害関係者を集めて物を言ってくださいよっていうのが通例であったわけなんですけれども、この条例を決めることによって、それがなくなる可能性があるのかどうなのか。ちょっとその辺、私非常に疑問に思いますので、そのことにちょっと確認をさせていただきます。

それと、ごめんなさい。この条例については三つほどあります。まず1点が今のです。

それと2点目なんですけど、言い方はいいんですけど同じ目線、悪く言えば、なんちゅうんですか、同じ土俵で物が言えんようになるというか、結局住民と町の責務という関係なんですけれども、第5条で住民の責務、第6条で町の責務ってありますけれども、これ同じ目線で考えたものでいいのかなっていうふうに思うものでお尋ねをいたします。

まちづくりは誰のものでもない、皆さん一人一人のもの、町の職員さんも住民であり、そういう観点から、この町の責務っていうのは、しかしながら、地域に帰れば皆さん方が、私たちもそ

うでありますけれども、いわゆる一般職、特別職、常勤であろうと非常勤であろうとその立場のリーダーという形で、それぞれまちづくりに貢献していくべきだろうと思うんですけど、この町の責務の努力目標になってますですよ。一応この具体的にこれがこういうことなんだよって、そういったようなあらゆる指標か何かを要綱でお持ちなのかどうなのか、具体例で結構でございます。教えていただければと思います。

それと、今し方も町の職員さんということで、身分のことをいろいろと言いました。この町の職員さんっていうのは、いわゆる補足とすれば一般職、特別職、常勤、非常勤、それとそういったもの一切含むものなのかどうなのかということで、3点ほどお尋ねをいたします。

それと、議案第11号なんですけれども、この簡易給水条例なんですけれども、これ統合に向けての準備ということでわかるんですけども、6月に統合するのに25年の3月1日からということですよ。それと、その下に経過措置も書いてありますけれども、やはりこういう手順が行政上必要というふうに解釈せざるを得ないんでしょうか、6月の1日に急にやるというわけにはやっぱりいかないんでしょうね、今決めて。その理由は何でかちゅうことで、ちょっとよくわかりませんので説明をしていただきたいです。

以上です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時35分といたします。

午後3時21分休憩

.....
午後3時35分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの河内山議員の御質問でございますが、まず条例の、我々の役場の職員のミッションと言いますか、常々言っておりますが、誰もが住みよい豊かな地域社会をつくっていくというのが、我々の公務員のミッションでございます。そういったことを含めて、協働のまちづくりの条例については、それぞれ共通の目的に向かって、住民の皆さん、行政も含めて連携して、その責任と役割を明確にいたしまして、ともに盛り込んでやっていこうということが大前提でございます。

そういったことで御回答をさせていただけたらと思いますが、まず住民の責務の第5条のところだと思いますが、これについては、法的な義務として強制するものでもございません。住民がまちづくりに積極的に参加すると、また協働のまちづくりに自主的、主体的に取り組むということで責務を規定をさせていただいております。

それと、2項についても、参加と協働によるまちづくりを推進するために、自己決定、自己責

任の考え方が基本でございますので、そういったことを責務として掲げさせていただいております。

それと、次の町の責務でございますが、これにつきましては、町及び町職員の責務をここで規定をさせていただいております。ということで、内容的には第1項でございますが、機能的なものではなくてはならないということを規定を、地域経営体として機能的なものではなくてはならないということ。それと、第2項については、前の4条の3項でございますように、意見を表明し提案する権利、こういったことを尊重し、住民の意思をまちづくりに反映をさせていくということを目的に規定をさせていただいております。

また3項においては、町が住民に対してわかりやすく情報提供をすることを規定しております。

それと、4項につきまして、町の、特にここの中に町の職員ということで書いてありますが、住民がまちづくりの主役であることを常に認識して、全体の奉仕者として、その責務を遂行するに当たって、この条例を誠実に守って職務を行うということで、これについては、よく我々役場に入ったときに、地方自治の本旨ということで、団体自治、住民自治ということを入れて取り組んで、常々取り組んでおりますが、まさに我々も、職員の全体の全庁的な取り組みとして、こういった体制でやっていこうということで、ここに掲げさせていただいております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 議案第11号の簡易水道の給水条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、統合に伴うものでございますが、従来、今までは検針月が、田布施・平生水道企業団については奇数月、佐賀簡水、尾国簡水等につきましては偶数月が検針日になっております。これを統合するということで、来年1月に調整をいたしまして、双方とも奇数月に検針をするようにいたしております。その関係で、25年の第2期の検針につきましては、3月20日から、2カ月ごとですので5月20日の検針になります。この検針したものは、翌月の6月に納付書を送付しますので、そのときは統合になって、システムを統一されておること、施行日につきましては3月1日にいたしております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 議案第9号のほうなんですけど、ちょっとわからんところがあるんでもう一回聞くんですが、第6条の4項の町の職員さんというのは皆さんちゅうことで、例えば、私は一般職、特別職、常勤、非常勤という言葉で、すべての人がちゅうことなんですか。それを1点。

それと、まずもう一つは、今、公務員のミッションという話。そうすると、それに付随して、ちょっと今後委員会まで勉強しますので、この条例に付随する、そういった連動する条例があれ

ば、この際全部条例名が今わかれば、この条例を定めることによって連動する条例、具体的にあれば、なければ結構です。わしいろいろ調べてみます。委員会までに。そのことをお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。

まず、この特別職とか臨時職員とか、基本的にはいわゆる地方公務員のいろんなそういったございます。そういう中で、我々が今ここで全体的には、先ほどのことも踏まえて、今言いました特別職も含めて考えて、方向性として地方自治の本旨に向けて取り組んでいくというのが、私は基本と思います。ただ、ここで条例で言っておりますのは、町の職員、町と町の職員ということで、すみ分けをさせて、この6条についてはそういったことで説明書きは固有名詞を使わせていただいておりますということで御理解をいただけたらと思います。

それと、このまちづくり条例については、やはりちょっと連動という言葉が適しておるんかどうかわかりませんが、全てを網羅しておるということで私は考えております。ですから、この条例の、町の条例でございますけど、一番初めに総規といまして、町政の施行等がございますが、この一番上の第一編に入ってくるような条例でございますので、基本的にはこれは全てに連動が具体的にしておるというようなものじゃなくてですね、理念として全部に入っておるということで、我々は取り組んで行きたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 最後に1点だけ。第12条なんですけど、町長が別に定める、条例上ではいつもこのことが一番最後の条文に書いてあるんですけども、いわゆる別に定めるといのは、要綱とかそういった絡みだろうと思うんですけども、結局この条例の中でいろいろ読んでいきますと、情報をお知らせします、公開しますということが書いてあるんですけども、このこと全体、要綱を含めてこの条例施行後は要綱、そういったものは一切公開されるのかなのか、そのことをお尋ねして終わります。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問は、最後の12条の町長が別に定めるというような内容のところでございますが、基本的には、これ以降にいろんな取り決め等が出てまいります。ただ、いわゆる町の政策的なものとか、総合計画なりいろいろな内容のものについては、やはり情報を公開するというのが基本になると思いますので、その辺は内容的には公開しながら、皆さんと一緒に対応を、住民の皆さんと対応をさせていただけたらと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは今の9号と、10号でお聞きしたいんですけど。

9号で、第3条に住民及び町としてとあるけど、この住民というのは、極端に言ったら、地域に帰ったら行政の方もこの住民の中に入るのか、地域に帰ったら。

それと、先ほどから河内山さんも言われる、これは本当ね、努めますや、意見を募集、いろんな参画、いろいろ掲げているんですよ。実際にこういうことを書いて、前に進まんやったら、これはみんなから恐らく意見が出てくると思いますよ。それで条例を、まちづくりの条例、これを見たら、大体当たり前のことや、はっきり言って。これを、条例に上げんばいかんのやろうかという、僕、疑問に思ったんですよ。これは、行政が進めることをそのままずっと書いてあるような気がするんです。

だから、それと、そうして議案第10号でも、9番目に自主防災組織を構成する者または学識経験者とあります。この学識経験者というのは、大体どういう範囲になるんですか。単純に学識経験者やったら、そういう ごめんなさい、議案第10号の9番。自主防災組織を構成する者または学識経験者とありますけど、その学識経験者というのは、大体どういう範囲か、ちょっとわかたら教えてください。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 初めにまちづくり条例の行政の職員も地域に帰ったらとかいうようなことの御質問ではないかと思いますが、9条に掲げておりますのが、ここは9条のことでよろしいですか。9条の 失礼いたしました。ちょっと勘違いしておりました。3条の住民基本原則のところでございますか。このことについては考え方等、決まり等をここへ掲げさせておりますが、まず住民及び町ということでございますが、これについては基本原則、住民の積極的な参加、自助、共助、公助の理念に基づく協働のまちづくり、情報の共有という三つの考え方をここに掲げさせていただいております。第1号の参加については、これは協働のまちづくりの基本でございますので、積極的な参加が第一歩になるというような内容のものでございます。

それと、第2号については、協働のまちづくりの基本的な進め方について、ここで、先ほど言いました自助、共助、公助の理念に基づいたその内容の規定をさせていただいております。

それと、第3号については、情報を提供、共有することを規定をさせていただいております。住民の、いつも常々町長が地域に根差した職員という、地域と信頼関係を持てる職員ということで、職員の心構えを、常にそういったことで町長も発信を職員にしておられますが、まさにそういったことで取り組みを、住民の中に溶け込んで、地域の自治会の担当職員も含めていろいろ

取り組みを、意識改革をさせていただきながら、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

それと、議案第10号の、下のほうにございます、学識経験者のある者のうちから町長が任命するというのがございますが、これは、今防災についても専門性のものかなり出てまいっております。そういったことで、これはそういった防災の専門家の方をこのメンバーにというようなことも含めて、ここに盛り込みをさせていただきました。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、まちづくりのあれで住民は地域に帰ったら、行政も地域住民と頑張ってくださいということですね。それで、この条例は廃止する気がないということですね。

それと、学識経験者と、こう言われましたけど、これは極端に言ったら、そういう防災に関する人が平生町にはやっぱりおるんですか、こういう学識経験者。平生町の中に。ちょっとそれをお聞きさせてください。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 最近の様々な災害に対応する、取り組むと、また地域防災力を高めるということになれば、やはり専門的な知識の方も参画していただいて、一緒になって取り組んでいただくということが、今の現状ではないかと思っております。例えば釜石市の中学校のそういった一人も死者が出なかった、これも専門家が大学の教授だと思えますが、この中学校に指導に来られて、そういった対応、取り組みをされて、そういった防災につながっておるということも一つございますので、この辺、本当に専門家を交えて取り組みをさせていただけたらと思っております。 町内にはいらっしやらないというふうに思っております。これは、先ほど言いましたように、そういった先生とか、専門家とか、そういった方を招聘して取り組みをさせていただくということになると思います。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、町外からこういうのを、委員を構成するということですね。そういう考えでいいわけですね。ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 議案第9号ばかりで済みません。今、久保議員からもありましたが、ここに書いてあることは、本当に当り前なことであると言える久保議員がすごいなと思えますが、今もちょっと平生町の協働のまちづくりを進めていくのに、今までここまで明文化されていなかったものをここに文章に条例にして、今まで以上にどんどん進めていこうという条例じゃないかなと、僕は理解をしているんですけども、そこで住民の権利第4条の3、「住民は、ま

ちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。」、町の責務第6条の2、「町は、住民がいつでもまちづくりに関する提案ができる環境をつくります。」、この条例、可決すれば25年4月1日からということですが、ということは、当然4月1日からこの住民の権利も、町の責任も発生してくるわけで、こっから先、ちょっといけんかったら言ってください。

すばらしい意見が出てきて、これは施策としてやらんにゃいけん。じゃあこれに対して、この事業をするために必要な予算、お金が出て来たときにはどうされるのか。当初予算から、地域の力発揮事業のように、当初から予算に、来年度の25年度の予算にのせてくるのか。それとも随時補正でしていくのか。その辺のお考えはどのようですか。お尋ねします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、まさに情報公開、また住民の意見を吸い上げてのこれからの取り組みというものが、今までもそういう方向でやって来たというふうに我々は思っておりますが、さらなる取り組みをしていきたいというふうに思っております。

意見の反映ですが、先ほども町長も、また総合政策課長のほうからもありましたが、予算の編成方針で住民のニーズを的確に反映した予算編成というのが、我々の与えられた任務でございます。そういったことも含めて、いろんなアンテナを張りめぐらせていただいて、取り組みを、そういった住民の意見の集約をしていくということになってくるというふうに思っております。

例えば、先ほどから言いますけど、自治会、団体等からの要望もありますし、行政協力員会議、またアンケートもございますし、平成の目安箱、ふれあいトーク、パブリックコメント、アンケート調査、これは各課からもアンケートをやっておると思っておりますが、それとかいろいろな取り組み、また議会の皆様方の御意見等も踏まえて予算に反映するとか、またいろいろな取り組みをさせていただくというのが、今の体制ではないかと思っておりますが、それをまた今後ともさらなる体制で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 済みません。ちょっと質問が悪かったんかもしれんですけど、今回、来年度の予算編成の、町長からこういうふうなという方針のことがあったちゅうのは理解してはいますが、それは、町長からお話があってから次の予算を編成するまでのことで、25年4月1日以降、これが有効になったとき以降に、町民の方から、これはやらんにゃいけんちゅう、誰もが否定できんようなすばらしい何か、町民から意見が上がったときに、これはやらんにゃいけん、今すぐにでもやらんにゃいけんってなったときに、それにもし例えば100万円ぐらい必要になったときに、これはちょっと予算がないがどうしたらえかろうか、どれから持ってくるかちゅうんじゃのうて、地域の力発揮事業のように、当初予算から幾らか積み立てておくのかとい

うことをお尋ねしたんですけど。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるのはよくわかります。そこに10条の2項に指針の策定、それから10条、最初に書いてありますように、地域を主体的に運営する推進組織を設置し、その組織体制及び活動拠点の整備に努めると、こういう形で書いてあります。これは、まさに推進組織というのは、地域を主体的に運営する推進組織、だから、そこがある程度まちづくりの意見をまとめて、ある程度ここに提案する権限なり、財源をどれだけここに移譲できるか、これが今からの具体的な指針の中に、そういうものをこれが施行ということになれば盛り込んで、その住民のそういった提案とか、その地域のいろんな活動する推進団体の活動をバックアップしていくということを今から示していこうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 地域の力発揮事業みたいな性質じゃなくて、言うたら、いろいろ提案していくちゅうことは、えらい意見を持ってきて、すぐ吸い上げてもらっても、実現にはいろんな段階を踏んで先になると考えたらいいですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域の力発揮事業の場合は、かなり団体グループが最終的には偏ってきた。それをやっぱりもっと広く、地域の皆さんの発想、主体的な、今想定をしておるのは公民館単位と、この前から申し上げておりますが、その範囲ぐらいでの推進組織をつくっていただく。そこに提案権とかですね、そういうものを示していただく。一定の、議決権は、これは議会がありますから、これは議会の圏域ですから、やっぱりあくまでも住民の皆さんからはいろんなそういう提案をしていただくと。そのことについてのまた予算は、我々が考えていくということになります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第9号に集中すると思いますが、第7条「町は政策等の立案から、実施及び評価までの過程において、住民の参画を求め、これを推進します。」これはどういうときに、どのようにされるんですか。

それと第10条、さっき町長が触れられた推進の組織体制ですね。これはどのようにされるんですか。というのが質問ですが、私は今度の条例を見るのに、防府市の自治基本条例と、山口市の協働のまちづくり条例をちょっと参考に比べてみたんですよ。それで、大体中身は、平生町があるところまで同じです。ほとんど同じ。表現が違ったり、ちょっと順番がかわったりしとるものがありますけど、ところが、その協働の推進というところですが、これ山口市のを見ると、協働のまちづくりの推進委員会で、これはちゃんとしていますよ。この条例の実効性を高めるため

に、推進委員会を置くと、ここにはなっちゃうんですよ、ちゃんとね。平生町の場合は「努めます」でおいっちゃうんです。やらんにゃあやらんでも済むんです。

えらいトーンダウンをしておるし、それでその推進委員会のことを、大体骨子を変えてこの条例に入れておるんです。私もそういうことをいろいろあれだけ体制つくってやられたわけですから、この10条からこれから先があると期待をしておったんです。これを具体的にどうつくって、地域の推進組織をつくっていく、ここが命だと思うんですが、つい山口市の場合はつくと、担保するために組織をつくると、こういうふうになっちゃうんです。こっちは、努めますになっちゃう。どうして、その辺も参考にされたとは思いますが、どうしてトーンダウンをしてきちゃうんですかね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 山口市のそこら辺は、私はそこを比較検討はしておりませんが、別にトーンダウンしたつもりはないんですが、こういう整備に努めていくと。これは、直ちに着手できるところ、そうでないところといろいろありますから、これは今からしっかり対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の7条の1項で、ここの住民の参画というのが、いわゆる委員募集とか、パブリックコメント、また公聴会とか、参加型の検討会、ワークショップとか、住民説明会とかそういったことが考えられると思います。今の1項の御質問については、今言いました、いわゆる町の総合計画の策定及び変更、条例の制定及び改廃、町長が特別に住民の参画を必要と認めたもの等がこれに上がるんじゃないかというふうに思っております。

それと、先ほどの町長の補足もさせていただけたらと思いますが、基本的には10条の方針を、これから、現に今、担当のほうでたたき台をつくっております。そういったことで、今から先ほと言われた協議会なりそういったものがいろいろと盛り込まれて、いろんな体制なり、また住民の皆さんの御意見をいただきながら、どうこれを予算化していくかとかいろんなことが出てくるというふうに考えております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） そうすると、この条例が制定をされたら、そういう組織づくりに入っていくという手順になるという認識でいいんですか。それが一つ。

やっぱりそうすると、なぜこれだけの時間かけて、これだけの文章をつくられたかという若干の疑問は残るとしても、努力は努力として評価をしたいんですが、これじゃあ何も、いわゆる仏

つくって何とかじゃないですが、これを可決されればつくりますというぐあいに理解をするとして、私ちょうど出雲市にこの前行ってまいりまして、地域づくりについて、かなりの勉強もしてまいりまして、各委員の皆さん、地域づくりでばっちり大変な事業をやっていましたから、あのとおりせいというわけじゃないけど、この中でぜひ次にやれるなら検討してほしいんですが、これを可決された後の話ですが、教育委員会をやっぱり教育に専念をさせて、地域づくりは公民館なら公民館単位で当面はいいですから、そこでやっぱりいろんな、まさに何もかも、生涯学習も含めまして地域の福祉も含めて、地域を拠点にした体制をつくっていくというのは、やっぱりすばらしい取り組みだと思いました。そのとおりせいという意味じゃないし、向こうも私のとおりやれとはいいませんと言っていましたけど、いろんな資料を持って帰っておりますし、いろんな討議もしまして、会議録も事務方で今度報告書でつくっていますから、ぜひ参考にして、そういったまちづくりについては、私もこのいろんな、今後、意見を表明していきたいと思いますが、ここをやらないと意味がないと思いますが、手続きとしてはどうなるんですか。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 先ほど言いましたように、まさにこの条例を基本にいたしまして、今から住民の皆さんとこの方向性、指針をつくらせていただいて、今の、先ほど町長から申しましたけど、各公民館単位というのが基本になってくると思うんですが、そういったものの体制づくり、またそれに伴う人・物・金、皆必要でございますので、そういったものも含めて、検討協議を進めていきたいと思います。

そういったことで、この条例を、先ほどから何回もいいますが、これをベースに取り組んで行きたいと思っておりますし、公民館のあり方についても、基本的には総合計画にも、今後の方向性について検討する予定にしておりますので、この辺も含めて真剣に体制づくりについても検討していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月13日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第23、委員会付託を追加いたします。

日程第23．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第23、お諮りいたします。議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から、議案第17号平生町水道法施行条例までの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第17号までの件については、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月20日午前10時から開会いたします。

午後4時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 松 本 武 士

平成24年 第5回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成24年12月20日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 平生町参加と協働のまちづくり条例
- 日程第11 議案第10号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第14 議案第13号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第15 議案第14号 平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第16 議案第15号 平生町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第17 議案第16号 平生町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第18 議案第17号 平生町水道法施行条例
- 日程第19 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議員提出議案第2号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 平生町参加と協働のまちづくり条例
- 日程第11 議案第10号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第14 議案第13号 平生町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第15 議案第14号 平生町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第16 議案第15号 平生町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第17 議案第16号 平生町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第18 議案第17号 平生町水道法施行条例
- 日程第19 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議員提出議案第2号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 松本 武士君 | 2番 村中 仁司君 |
| 3番 久保 俊一君 | 5番 中川 裕之君 |
| 6番 河藤 泰明君 | 7番 淵上 正博君 |

8番 細田留美子さん 9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君 11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん 13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において村中仁司議員、久保俊一議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

日程第16．議案第15号

日程第17．議案第16号

日程第18．議案第17号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から日程第18、議案第17号平生町水道法施行条例までの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月12日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。淵上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（淵上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年12月12日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号、議案第12号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第15号、議案第16号及び議案第17号につきまして、12月17日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号、議案第12号中所管事項、議案第15号、議案第16号及び議案第

17号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費では、漁港建設事業費の工事請負費について、消波ブロックの製造個数と設置箇所についての質問があり、84個で、神田地区の離岸堤の延長を予定しているとの説明を受けました。

土木費の公園事業費では、公園遊具を修繕する公園はどこかとの質問があり、曾根児童公園、新市児童公園、ホームタウンの3カ所との説明がありました。また、町内の公園を一括管理していく考えはないかとの質問があり、それぞれの所管で管理をしているが、総合的に全体でやっていく管理体制については検討させていただきたいとの説明を受けました。

教育費では、中学校費の学校管理費で、工事請負費の防犯灯設置について、人感センサーが働いて点灯した場合、その後の対応はどうなるのかとの質問があり、点灯することですぐに対応するというのではないが、点灯することで犯罪の抑止力になるとの説明を受けました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第11号については、質疑はありませんでした。

議案第13号については、第3条及び第4条に面積の基準が規定されているが、町内に該当するものがあるのかとの質問があり、この基準は政省令で定められているものを採用しており、町内の公園は規模的に小さいので合致していない。新規については、この基準が対象となってくるとの説明を受けました。

議案第15号については、質疑はありませんでした。

議案第16号については、既存の住宅は水洗化をしているのか、また、水洗化していない住宅は、今後どうなるのかとの質問があり、ホームタウン平生と磯崎団地は水洗化をしている。新規については水洗化していくことになるが、古い木造住宅は、建てかえや入れかえにより予定をしていない。中村団地については、長寿命化計画の中に含めてやっていきたいと考えているとの説明を受けました。

議案第17号については、簡易水道事業が田布施・平生水道企業団と統合した場合、この条例はどうなるのかとの質問があり、統合すれば廃止になるとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いをいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成24年12月12日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳

入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第13号及び議案第14号につきまして、12月18日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号中所管事項、議案第13号及び議案第14号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、質疑はありませんでした。

歳出では、総務費において、情報通信費の修繕料について、地域イントラネットの移設は、何カ所かとの質問があり、NTT柱の移設費用は、8本分であるとの説明を受けました。

また、町のイントラネット網の中で、今後の移設については、ある程度先が見通せるのではないかととの質問があり、このたびの移設は、エリア拡大に伴い、NTTが、光ケーブル設置の際に調査をし、強度不足が判明した柱について、移設する必要があると報告のあったもので、NTTのサービス提供エリアを拡大する都度、調査をされるものであるとの説明がありました。

民生費では、障害福祉費の委託料について、日中一時支援事業と、移動支援事業は、連動しているサービスなのかとの質問があり、金額が同じで、プラスマイナスゼロになっているが、関連のあるものではないとの説明を受けました。

議案第2号については、特定健康診査等事業費は、毎年減額となっているが、現状をどのように分析しているのかとの質問があり、過去3年間に約600人の受診者となっており、受診啓発や、未受診者に対する勧奨を行っているが、なかなか伸びない状況である。原因としては、かかりつけ医にかかっているからといった事由が多くなっているとの説明がありました。

議案第6号、議案第7号及び議案第8号については、質疑はありませんでした。

議案第9号については、条例の中に、前文を入れるようになった理由は何かととの質問があり、前文として、必要性、背景、現在の町の課題や、今後の目指すべき姿を住民と共有し、目標を立てたいということで、それらを明確にし、条例の中に入れさせていただいたとの説明がありました。

さらに、第10条にある指針の策定は、いつごろを目途に、どのような形でされるのかとの質問があり、この条例が議決された後、できるだけ早くとりまとめをし、取り組んでいきたいとの説明がありました。

討論では、指針の策定に、なるべく早く取り組んで、示していただくことに期待するとして、賛成討論がありました。

議案第10号、議案第12号中所管事項、議案第13号及び議案第14号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第9号平生町参加と協働のまちづくり条例について、賛成の立場から討論をいたします。

本条例は、長い期間かけて、多くの方々が努力をされて制定されたことに、大いに敬意を表したいと思います。しかし、結果として文章を見てみますと、可もなければ不可もない、ふつうの文章の感が否めません。

もう1点は、他の市町村の条例も参考にいたしました。この条例の推進を担保するための条項を設けるなど、積極的な他の取り組みもございますが、そういう点でも若干説得性を欠いておるのではないかと思います。

この意見はつけ加えておきたいと思いますが、先ほど委員長の報告でもありましたように、所管の委員会でも、今後の取り組みに期待をする質疑なり討論があったように聞きましたが、この立場に私も賛成でございまして、今後、山田町長がこれまで地域づくりについて、公民館単位を中心としたいろいろな発言をされておりますが、これらを中心に積極的に取り組まれることを期待すると同時に、教育委員会との関係も十分精査をされて地域づくりに挑戦をされるように期待をいたしまして、私の討論といたします。

議長（福田 洋明君） ほかに賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第8号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第8号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平生町参加と協働のまちづくり条例の件を起立により採決いたします。

議案第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平生町防災会議条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平生町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いた

します。

議案第11号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例から議案第17号平生町水道法施行条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第12号から議案第17号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第12号から議案第17号までの件は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第19．議員提出議案第1号

日程第20．議員提出議案第2号

議長（福田 洋明君） 日程第19、議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例及び日程第20、議員提出議案第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を一括議題といたします。

ここでお諮りいたします。提出者から提案理由説明を行う場所について、自席からの発言を許していただきたいとの申し出がありますので許可したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） それでは、そのようにいたします。提出者から提案理由の説明を求めます。柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） ありがとうございます。

それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号「平生町議会委員会条例の一部を改正する条例」及び議員提出議案第2号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」について、一括して御説明申し上げます。

本議案は、昨年12月に提出された第30次地方制度調査会からの「地方自治法改正案に関する意見書」に基づき、地方自治法の一部改正が行われ、本年9月5日に公布されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

まず、委員会条例の一部改正では、これまで常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が法の中で条建てされていたものが一つの条文に統合され、委員の選任方法、在任期間等について、法律で定めていた事項が条例に委任されたことに伴いまして、第5条の中に新たに3項を追加して規定するものであります。

次に、会議規則の一部改正では、今回の法改正によって委員会同様に、本会議においても公聴会の開催や、参考人の招致ができることとされたことにより、章建てをして、「第14章 公聴会」及び「第15章 参考人」の二つの章を挿入し、第14章以降を繰り下げるものであります。

また、適用条項の変更が行われたことにより、関係部分の改正を行うものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例、及び平生町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、今回6名の提出者を代表して提案いたしますものであります。

議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を一括により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第21．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件

議長（福田 洋明君） 日程第21、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題とした

します。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成24年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 久 保 俊 一